国道３号　大窪地区電線共同溝ＰＦＩ事業

要求水準書（案）

令和６年８月

国土交通省九州地方整備局

― 目　　次 ―

第 1 章 総則 1
1. 要求水準の位置づけ 1
2. 用語の定義 1
3. 要求水準の変更 1
4. 適用範囲 1
5. 整備対象施設 1
6. 事業の目的 1
7. 事業の概要 2
8. 事業の業務内容 2
9. 遵守すべき法令等 2
10. 秘密の保持 3
11. 情報管理体制の確保 3
12. 適用基準 4
13. 諸条件 5
14. 業務の監視 6
15. 関係者協議会の設置 6
16. 事業期間終了時の水準 6
17. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について 6

第 2 章 設計業務 7
1. 基本事項 7
2. BIM/CIM 適用業務について 10
3. DX データセンターの使用 12
4. 事前調査業務 12
5. 詳細設計修正業務 14
6. 設計業務に係る調整業務 15

第 3 章 工事業務 17
1. 基本事項 17
2. ICT 活用工事について 23
3. BIM/CIM 適用工事について 25
4. 工事業務（特記事項） 27
5. 工事業務に係る調整業務 43

第 4 章 工事監理業務 45
1. 基本事項 45

第 5 章 所有権移転業務 46
1. 台帳作成業務 46

2. 本施設の所有権移転業務 46

第６章 維持管理業務 47

1. 基本事項 47
2. 点検・補修業務 49
3. 台帳管理・修正業務 50
4. 維持管理業務に係る調整業務 50

資料１　用語の定義 52
資料２　事業対象位置図 54
資料 3-1　事業対象区域図（設計業務・工事業務・工事監理業務・所有権移転業務） 55
資料 3-2　事業対象区域図（維持管理業務） 56
資料４　道路仮復旧及び本復旧舗装構成図 57
資料５　九州地方整備局電線共同溝管理規程 58
資料６　九州地方整備局電線共同溝保安細則 68
資料 7-1　九州地方整備局電線共同溝管理台帳作成要領 75
資料 7-2　電線共同溝管理台帳総括表（様式－１） 77
資料 7-3　電線共同溝管理台帳総括表（様式２～５） 78
資料 7-4　特殊部管理台帳（様式６－１） 82
資料 7-5　特殊部管理台帳（様式６－２） 83
資料８　貸与資料一覧 84

第1章　総則

1. 要求水準の位置づけ

「国道３号　大窪地区電線共同溝ＰＦＩ事業要求水準書（案)」(以下「要求水準書」という。）は、一般国道３号　(熊本市北区大窪～同市北区高平)において、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年３月 23 日法律第 39 号）第２条第３項に定める電線共同溝（以下「電線共同溝」という。）の整備・維持管理事業（以下「本事業」という。）を遂行するにあたり、事業者に求める業務の水準（以下「要求水準」という。）である。

事業者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、九州地方整備局は、選定事業者を特定する過程における審査条件として要求水準を用いる。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。九州地方整備局による業績監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、業務の対価の減額又は契約解除等の措置がなされる。

2. 用語の定義

用語の定義は、各章で定めるほか、「資料１用語の定義」による。

3. 要求水準の変更

九州地方整備局及び事業者は、事業期間中に利用者のニーズや社会情勢の変化、法令等の変更等、大規模災害等の不可抗力その他九州地方整備局及び事業者の責めに帰すことができない事由が発生し、業務内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議のうえ、要求水準書を変更できるものとする。また、九州地方整備局は、その他事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある。

4. 適用範囲

要求水準書は、本事業に適用する。

5. 整備対象施設

本事業で対象となる公共施設等は、以下のアからウまでに掲げるものとし、以下、これらを総称して「本施設」という。

ア　電線共同溝（道路法第２条第２項９号に定める電線共同溝（道路の附属物））

イ　道路（車道、歩道）

ウ　道路附属物（道路照明、防護柵、距離標、縁石等）

6. 事業の目的

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

7. 事業の概要

本事業は、事業の対象となる地区において、本施設の整備並びに第 1 章 5.アに掲げる施設（以下「維持管理対象施設」という。）の維持管理を PFI 法に基づき実施するものである。

8. 事業の業務内容

事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

(1) 設計業務

ア　事前調査業務（現地踏査、試掘調査、必要に応じて現況測量）
イ　詳細設計修正業務
ウ　設計業務に係る調整業務（入線業者等との協議など）
エ　その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 工事業務

ア　既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務
イ　整備工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備）
ウ　工事業務に係る調整業務（隣接店舗等との出入口調整など）
エ　その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 工事監理業務

(4) 所有権移転業務

ア　台帳作成業務
イ　本施設の所有権移転業務

(5) 維持管理業務

ア　点検・補修業務
イ　台帳管理・修正業務
ウ　維持管理業務に係る調整業務（入線業者等との施設の点検・補修・抜柱・入線等に係る調整など）
エ　その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

9. 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

(1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(2) 道路法
(3) 無電柱化の推進に関する法律
(4) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法
(5) 道路交通法
(6) 建築基準法

(7) 建設業法
(8) 水道法
(9) 下水道法
(10)電気事業法
(11)電気通信事業法
(12)ガス事業法
(13)騒音規制法
(14)振動規制法
(15)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(16)労働基準法
(17)労働安全衛生法
(18)廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(19)エネルギーの使用の合理化に関する法律
(20)資源の有効な利用の促進に関する法律
(21)建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）
(22)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(23)その他関連する法令等

10. 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む）を、九州地方整備局の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。

11. 情報管理体制の確保

ア　事業者は、本事業に関して九州地方整備局から貸与された情報その他知り得た情報であって、九州地方整備局が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、各共通仕様書に基づき、別途九州地方整備局より配布する様式を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成し、九州地方整備局の同意を得ること。また、記載内容に記載内容に変更が生じた場合も同様に作成の上、あらかじめ九州地方整備局の同意を得なければならない。

イ　事業者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本事業の実施以外の目的に使用してはならない。

ウ　事業者は、要保護情報を本事業の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

エ　要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、九州地方整備局の許可なく複製・転送等しないこと。

オ　事業者は、本事業完了時に、要保護情報について、九州地方整備局への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

カ　事業者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに九州地方整備局に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、九州地方整備局が行う報告徴収や調査に応じること。

12. 適用基準

本事業の実施にあたっては、関連する法令等によるものの他、以下に掲げる基準等を適用すること。

なお、当該基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原則として改訂されたものを適用するものとし、入札後の改訂については、その適用について協議するものとする。

また、当該基準等については、事業者の責任において、関係法令等及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。要求水準書と当該基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優先するものとする。

(1) 日本道路協会「道路構造令の解説と運用　令和3年3月」
(2) 九州地方整備局「土木工事共通仕様書（案）　令和6年3月」
(3) 九州地方整備局「土木請負工事必携　平成15年度版)」
(4) 九州地方整備局「土木工事施工管理の手引　令和3年3月」
(5) 九州地方整備局「土木工事共通特記仕様書令和6年4月」
(6) 九州地方整備局「土木工事設計要領（第Ⅰ編 共通編）　令和元年7月」
(7) 九州地方整備局「土木工事設計要領（第Ⅲ編 道路編）　令和5年4月」
(8) 九州地方整備局「道路施設基本データ作成要領（案）平成26年5月」
(9) 九州地区無電柱化協議会「九州地区電線共同溝マニュアル（案)【R2改訂版】　令和2年3月」
(10)国土交通省道路局「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き（案）Ver.2　平成31年3月」
(11)国土交通省道路局「電線共同溝の整備の適切な実施について（通達）　平成29年7月」
(12)九州地方整備局「電線共同溝事務手続きマニュアル　平成18年10月」
(13)国土交通省「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】令和6年3月」
「電子納品運用ガイドライン【業務編】令和6年3月」
「電子納品運用ガイドライン【測量編】令和6年3月」
(14)国土交通省「工事完成図書の電子報品等要領　令和5年3月」
「土木設計業務等の電子納品要領　令和5年3月」
「測量成果電子納品要領　令和6年3月」
(15)国土交通省「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針」
(16)国土交通省「設計業務等共通仕様書（案）令和6年3月」
(17)国土交通省「測量業務共通仕様書（案）令和6年3月」
(18)国土交通省「国土交通省公共測量作業規程　平成28年3月」
(19)国土交通省「国土交通省公共測量作業規程解説と運用　平成28年3月」
(20)全日本建設技術協会「土木構造物標準設計　平成12年9月」
(21)全日本建設技術協会「土木構造物設計ガイドライン　平成11年11月」
(22)日本道路協会「道路土木要綱　平成21年6月」
(23)日本道路協会「仮設構造物指針　平成11年3月」
(24)交通工学研究会「改訂平面交差の計画と設計（基礎編）　平成30年11月」
(25)交通工学研究会「平面交差点の計画と設計（応用編）　平成19年10月」
(26)交通工学研究会「路面標示設置マニュアル　平成24年1月」
(27)日本道路協会「道路照明施設設置基準・同解説　平成19年10月」

(28)国土交通省「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）　平成 27 年 3 月」
(29)日本道路協会「舗装設計施工指針　平成 18 年 2 月」
(30)日本道路協会「舗装設計便覧　平成 18 年 2 月」
(31)国土交通省「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン　令和 6 年 6 月」
(32)日本道路協会「防護柵の設置基準・同解説　ボラードの設置便覧　令和 3 年 3 月」
(33)国土技術開発センター「道路の移動円滑化整備ガイドライン　平成 23 年 8 月」
(34)日本道路協会「視覚障害者誘導ブロック設置指針同解説　昭和 60 年 9 月」

13. 諸条件

(1) 事業対象区域の概要

a） 所在地

熊本県熊本市北区大窪～同市北区高平

b） 事業対象

一般国道 3 号

c） 延長

約 2.4km（道路延長：約 1.2km）

d） 事業対象区域

資料 2「事業対象位置図」、資料 3-1 及び資料 3-2 の「事業対象区域図」に示す。

(2) 本施設の概要

本事業の整備対象となる施設の概要は次のとおりである。なお、設計業務、工事業務、工事監理業務、所有権移転業務については資料 3-1、維持管理業務の対象範囲については資料 3-2 に示す。

a） 本施設の構成

<table>
<tr><th colspan="2">分類</th><th>工種</th><th>施設名</th><th>構成</th></tr>
<tr><td rowspan="13">電線共同溝等</td><td rowspan="9">電線共同溝</td><td rowspan="3">一般部</td><td>電力系管路</td><td>管路</td></tr>
<tr><td>通信系管路</td><td>FA 管、管路</td></tr>
<tr><td>道路管理者管路</td><td>管路</td></tr>
<tr><td rowspan="3">特殊部</td><td>電力系</td><td>地上機器桝、接続桝</td></tr>
<tr><td>通信系</td><td rowspan="2">道路管理者通信合同桝</td></tr>
<tr><td>道路管理者管路</td></tr>
<tr><td rowspan="3">連系・
引込部</td><td>連系管</td><td>電力管路、通信管路</td></tr>
<tr><td>連系設備</td><td>電力管路、通信管路
※設計・工事のみ、管理は占用業者等が実施</td></tr>
<tr><td>引込管</td><td>電力管路、通信管路</td></tr>
<tr><td rowspan="2">道路</td><td>車道</td><td>車道</td><td>路盤、舗装</td></tr>
<tr><td>歩道</td><td>歩道</td><td>路盤、舗装</td></tr>
<tr><td rowspan="2">附属物（道路）</td><td>付属施設</td><td>防護柵、距離標、縁石</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>道路照明</td><td>交差点照明（一部信号共架）</td></tr>
</table>

※　道路及び道路附属物は、設計・工事のみ、管理は道路管理者が実施

(3) 解体撤去・復旧・移設対象施設

電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧、移設する施設は次のとおりであり、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。なお、車道（舗装）、歩道（舗装）及び照明は九州地方整備局と協議・調整の上で解体撤去・復旧するものとする。

a） 解体撤去、復旧対象施設

車道及び歩道（路盤、舗装）、照明等

b） 移設対象施設

地下埋設物（情報ボックス）※1、信号・感知器※2、等

※1 道路管理者以外が所有する地下埋設物は、当該地下埋設物の管理者が移設を行い、移設補償費は、九州地方整備局が当該地下埋設物の管理者に支払いを行うものとする。

※2 設計は事業者が行い、移設は交通管理者が行う。

14. 業務の監視

九州地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。

15. 関係者協議会の設置

九州地方整備局及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うために、九州地方整備局及び事業者により構成する関係者協議会を設置する。

16. 事業期間終了時の水準

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、維持管理対象施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。なお、事業契約期間終了日の約2年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を九州地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

17. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

ア 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

イ 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により九州地方整備局に報告すること。

ウ 前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

エ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、九州地方整備局と協議を行うこと。

第2章　設計業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

本施設を対象とし、その設計については、入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において設計業務を行うものとする。また事業者は、設計業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、第 1 章 12.適用基準に示す各基準等に基づき実施するものとし、各基準等に対する特記及び追加仕様事項は、次の(2)業務の条件から(12)留意事項に示すとおりとする。

なお、設計にあたっては、的確な構造と経済性、周辺環境（工事中の路上規制が与える外部への影響等）へ配慮した設計や新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。

(2) 業務の条件

ア　事業者は、設計業務の遂行にあたり、九州地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。

イ　事業者は、九州地方整備局に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。

ウ　九州地方整備局は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認することができる。

エ　事業者は、必要となる各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を九州地方整備局に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類の写しを九州地方整備局に提出するものとする。

オ　関係機関との協議に当たっては、事業者は現地踏査結果を反映するとともに、各関係機関から資料を収集し調査・把握したうえで資料をとりまとめ、打合せ資料として作成し提出すること。

カ　九州地方整備局が市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、事業者は、九州地方整備局の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

(3) 業務期間

設計業務の期間は、本施設の引渡し日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め九州地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。

(4) 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理

事業者は、設計業務の管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

(5) 提出書類

事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、設計業務着手予定の前日までに、九州地方整備局に提出し確認を得るものとする。なお、設計業務に係る書類の提出は、土木設計業務等共通仕様書に準拠すること。

ア　業務着手前

事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、設計業務着手予定の前日までに、九州地方整備局に提出し確認を得るものとする。

(ア) 設計業務計画書（組織体制を含むもの）

(イ) 設計業務工程表（詳細設計修正、各種申請手続及び九州地方整備局との調整の工程）

(ウ) 管理・照査技術者通知書及び担当技術者届（経歴書を添付のこと）

イ　業務完了時

事業者は、設計業務終了時に以下の書類を九州地方整備局に提出すること。九州地方整備局は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。

(ア) 確認結果報告書（要求水準書との整合チェック）

(イ) 確認結果報告書（事業提案書との整合チェック）

(ウ) 設計業務完了報告書

(エ) 設計業務成果引渡書

(6) 設計図書の提出

事業者は、工事着工予定日の１ヶ月前までに、以下の設計図書を九州地方整備局に提出し、設計図書の内容を説明し、九州地方整備局の承諾を得なければならない。なお、業務履行中、九州地方整備局より中間成果を求められた場合、速やかに提出すること。

設計図書	内容
現地調査結果	埋設物件平面図等
詳細設計修正図	電線共同溝、道路照明 等
構造計算書	同上
数量計算書等	同上
報告書	同上、設計概要書、設計検討経緯書、施工計画書等
その他調査成果報告書	関係機関協議結果等

ア　成果物は、共通仕様書に基づいて作成した電子データについて、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、九州地方整備局が用意した電子納品保管管理システムへのオンラインによる納品を原則とする。

オンラインによる納品が実施できない場合は、調査職員と協議の上、電子媒体に格納して 2 部提出するものとする。

なお、「土木設計業務等の電子納品要領」に記載がない項目の電子化、「紙」による報告書の提出は、調査職員と協議の上、決定するものとする。

イ　成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

ウ　土工数量は、マスカーブの作成及び作業形態別の数量まで算出するものとする。

エ　設計図面の作成方法は、「CAD 製図基準（平成 29 年 3 月版）」に準拠して行うものとする。

オ　とりまとめた数量集計表は、数量計算書に含めて提出すると共にエクセル 2010 形式で保存登録したものを提出するものとする。また、数量計算書等には、詳細設計修正数量計算に基づき、工種別内訳表及び内訳明細書を示した事業費内訳書を含めること。

カ　数量集計表の様式については、国土技術政策総合研究所ホームページ「各種基準類の情報－土木工事数量集計表」に掲載されているのでそれを活用すること。

キ　建設副産物対策は、土木設計業務等共通仕様書第 1209 条（設計業務の条件）の第 9 項に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書（建設リサイクルガイドラインによる。）を作成するものとする。

ク　公開用成果品の作成にあたって、個人情報等公開すべきでない情報がある場合は、九州地方整備局との協議に基づき、不開示情報のマスキング等の措置を行い、公開用成果品を別途取りまとめること。なお、「紙」による報告書の提出は、九州地方整備局と協議のうえ、決定する。

(7) 資料の貸与及び返却

入札公告後には、設計業務に必要な「2018 年度　熊本管内電線共同溝詳細設計外業務第 2 編～第 5 編」の資料を貸与する。また、選定事業者には、事業契約締結後に「令和元年度熊本管内電線共同溝詳細設計外業務第 2 編～第 4 編」、「令和 3 年度熊本管内電線共同溝測量設計業務第 2 編～第 3 編」の資料を貸与する。

(8) 設計協議

設計業務を適正かつ円滑に実施するため、九州地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

ア　主要段階での打合せ（実施時期は適宜）

(ア) 業務計画書作成時（業務着手時）

(イ) 関係機関等協議着手前

(ウ) 工事発注計画時

要求水準の変更の必要が生じた場合に実施。

イ　成果完成時の打合せ

(9) 土地への立ち入り等

植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じた損失は事業者の負担とする。

(10) 再委託

ア　本業務について、主たる部分の再委託は認めない。本業務における「主たる部分」は、土木設計業務等共通仕様書第 1128 条（再委託）1 項に規定するものとする。

イ　本業務における契約書に規定する「軽微な部分」は、設計業務等共通仕様書第 1128 条第 2 項に規定する部分とする。

ウ　業務の一部(主たる部分を除く)を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を

九州地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

エ　前項の規定は、共通仕様書第1128条第2項に示す簡易な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

オ　ウの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

(11) 合同現地踏査

本事業は、必要に応じて「合同現地踏査」を実施することができる。

「合同現地踏査」の実施を希望する場合は、九州地方整備局と協議するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、九州地方整備局と事業者との間で相互に確認する。

なお「合同現地踏査」は、業務の着手段階等において、九州地方整備局と事業者が合同で現地踏査を行い、現場で設計条件、施工の留意点及び関連する事業の情報等について事業者に伝えるとともに、設計方針の共有化を図ることにより、設計成果の品質向上を図ろうとする取り組みである。

(12) 留意事項

事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに九州地方整備局から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。なお、設計の検討内容について、九州地方整備局から説明を求められた場合は、事業者は、その必要に応じて随時聴取を受けるものとする。

2. BIM/CIM 適用業務について

(1) BIM/CIM 適用業務について

本業務は、BIM/CIM 適用業務（発注者指定型）である。

以下に示す活用内容について、3 次元モデルを作成し活用する。

詳細については、九州地方整備局と協議し、以下の(2)～(5)により実施する。

なお、事業者が希望する場合、九州地方整備局が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用に要する費用については当初計上していない。九州地方整備局との協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活用内容	活用内容の詳細
〔義務項目〕	
特定部の確認 （2 次元図面の確認補助）	2 次元では表現が難しい箇所を 3 次元モデルで視覚化することで、関係者の理解促進や 2 次元図面の精度向上を図る。 ・本業務では、既設構造物、地下埋設物との干渉を確認する。
出来上がり全体イメージの確認	出来上がりの完成形状を 3 次元モデルで視覚化することで、【住民説明、関係者協議】で全体イメージの共有を図る。

(2) BIM/CIM 実施計画書の作成

3 次元モデルの活用について、以下ア～カの内容について九州地方整備局と協議し、 BIM/CIM 実

施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、九州地方整備局と協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本業務を実施する。

ア　業務概要

イ　3 次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）

ウ　3 次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された 3 次元モデルの仕様等）

エ　3 次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

オ　3 次元モデル作成担当者

カ　3 次元モデルの作成・活用に要する費用

(3) BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づく 3 次元モデルの活用について、以下ア～オの内容を記載した BIM/CIM 実施報告書を作成する。

ア　業務概要及び 3 次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む）

イ　作成・活用した 3 次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）

ウ　後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2 次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等）

エ　成果物

オ　その他（BIM/CIM 活用の際の創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等

(4) 成果の納品

以下の内容を納品する。なお、様式については下記 URL を参照すること。

ア　BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

イ　BIM/CIM 実施報告書（事例集、引継書シート、照査時チェックシート含む）

ウ　作成した 3 次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式※、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

※納品する土工形状モデルには、横断形状の変化する箇所の横断形状データを加えるものとし、J-LandXML で出力したものを納品すること。

なお、横断形状データについては、以下の「横断設計の考え方」を参照するものとする。

【横断設計の考え方】

J-LandXML では、路体・路床・道路面（完成形状）の 3 次元モデルが作成できる。

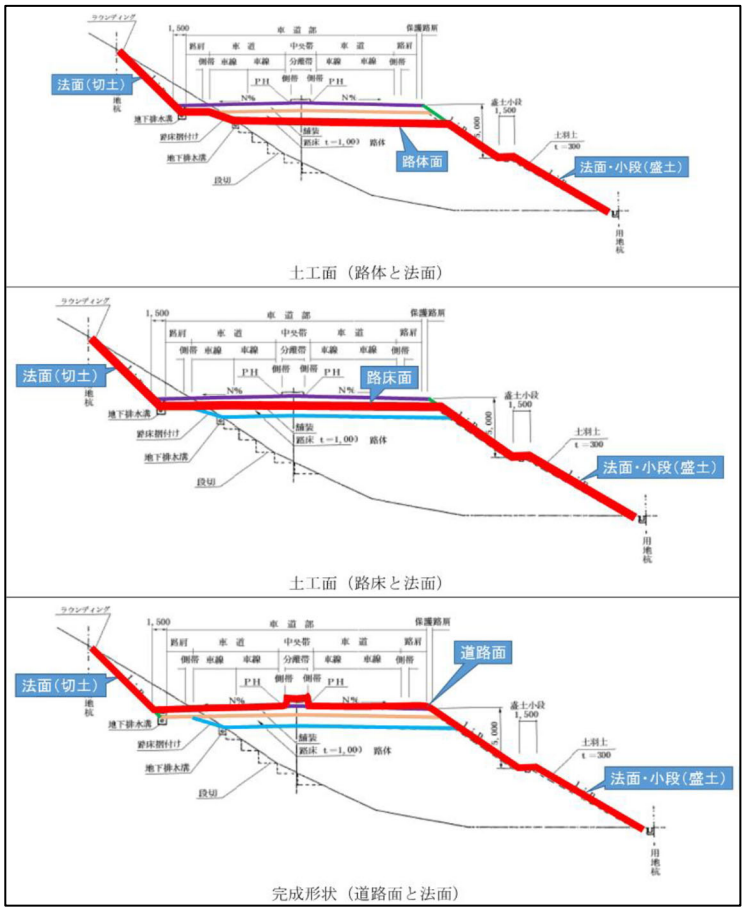

図　道路分野で情報化施工に必要な断面

(5) 貸与資料

3 次元モデルデータの貸与なし

3. DX データセンターの使用

ア　本業務は、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターを使用することで、VDI サーバーを経由した 3 次元モデルを取り扱う専用ソフトの利用及び九州地方整備局とのデータ共有の円滑化を図る業務である。

イ　3 次元モデルを活用するにあたり、事業者が希望する場合、DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

ウ　DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、事業者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference）及びポータルサイト（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym）を参照すること。

4. 事前調査業務

事業者は、事業契約締結後、速やかに現地踏査及び試掘調査を実施するとともに、必要に応じて、現況測量等を事業者の責任で行い、関係法令等に基づいて業務を遂行するものとする。

(1) 現地踏査

詳細設計修正に必要な現地の状況を把握することを目的とした、現地踏査を行うこと。

ア　「2018 年度　熊本管内電線共同溝詳細設計外業務第 2 編～第 5 編」及び「令和元年度熊本管内電線共同溝詳細設計外業務第 2 編～第 4 編」、「令和 3 年度熊本管内電線共同溝測量設計業務第 2 編～第 3 編」（以下、熊本管内電線共同溝詳細設計外業務と熊本管内電線共同溝測量設計業務をまとめて「熊本管内電線共同溝詳細設計等」という。）における平面図を基に歩道幅員、官民境界、既設占用物件等の位置確認を行うとともに、切下げ位置の変更等の歩道状況および建物の建替え等の沿道状況を把握すること。

イ　マンホール、仕切弁等埋設物の位置、大きさの確認を行うこと。

ウ　現地において、電柱の有無、標識等の路上施設を確認し、電線共同溝の線形等を決定する上での資料とすること。

エ　歩道切下げ部を平面図に表示し、自動車の乗り入れ状況を把握すること。

(2) 試掘調査

ア　試掘調査

歩道部内は既設埋設物が存在しているとともに、埋設状況も不明であるため、「熊本管内電線共同溝詳細設計等」の検討内容を詳細設計修正に反映できない箇所においては、詳細設計修正に先立ち、試掘調査等を行い、本調査結果を基に特殊部設置箇所や管路線形等を決定すること。

試掘実施箇所については、1 箇所あたり（1.0m×1.0m×1.5m）で、19 箇所（車道特殊部 9 箇所、歩道照明柱 10 箇所）想定している。ただし、現地調査の結果、これによりがたい場合は九州地方整備局と協議の上、変更契約の対象とする。

また、試掘及び本掘削における監視員は、埋設物件事故防止費として普通作業員を夜間延べ 10 人計上（2 箇所/日）しているが試掘箇所数の変更や現場条件等により変更が生じた場合は、九州地方整備局と協議のうえ、変更契約の対象とする。

なお、試掘に際して、交通の安全確保が必要な場合は、交通誘導警備員の配置については下表のとおりとしているが、地元、警察等との協議の結果、または現場条件等により変更が生じた場合は、九州地方整備局と協議のうえ、契約変更の対象とする。資格については、第 3 章 4.（14）に準じるものとする。

配置場所	交通誘導警備員	交通誘導警備員の編成	昼夜別	交替要員	交替要員の編成
片側交互通行	4名／日	交通誘導警備員 B　50名	夜間	1名／日	交通誘導警備員B1名

イ　電線共同溝･情報 BOX 等の埋設管路等の事故防止

(ア) 本工事は、情報ボックス（電線共同溝、道路管理用光ファイバーケーブル）の近隣工事であるため、電線共同溝・情報ボックス管理マニュアルに基づき、施工計画書の通信等設備事故防止計画には下記事項を記載するものとする。

・設備事故防止管理者

・埋設箇所の確認方法（地中探査機含む）

・近接部の工事施工方法（仮設計画含む）

・作業上の留意事項及び作業員への周知方法
・事故発生時の連絡体制及び即応体制
・その他必要な事項
また、工事着工前に当たり、九州地方整備局及び占用企業者の立会を求め試掘を行い、埋設位置を確認すること。

(イ) 情報 BOX 等の設置位置の確認結果については、工事打合簿に下記の「地下埋設物確認表」及び位置等の分かる図面（測量成果)、写真等の資料を添付して九州地方整備局に報告すること。

地下埋設物確認表

地下埋設物	位　置	確認方法	現場確認者	現場状況特記事項
情報BOX		試掘	○○ ○○	（確認日：R0.0.0）

5. 詳細設計修正業務

(1) 基本的な考え方

詳細設計修正の基本的な考え方を以下に示す。

ア　詳細設計修正は、設計成果である「熊本管内電線共同溝詳細設計等」を参考とし、詳細設計修正にて実施する試掘調査結果や関係機関協議会等における要望事項などを反映させ、業務実施時点で必要な修正を施し、詳細設計修正としてとりまとめること。

イ　官地に残存する電柱は、必要な電柱以外全て撤去することを基本とする。なお、民地に残存する電柱の取扱については、九州地方整備局や電柱所有者と協議し、決定すること。

(2) 設計条件の整理

占用業者等が作成した配線計画図を基に、ケーブル条数、径などを区間別に整理すること。また、将来の道路計画について把握し、問題点を整理すること。

ア　詳細設計修正においては、「熊本管内電線共同溝詳細設計等」において計画した配線計画図をもとに、区間ごとの管路配置や、特殊部の配置を行うこと。

イ　電線共同溝工事完了後の道路復旧について以下の事項を九州地方整備局、関係機関等と協議し、設計に反映すること。

(ア) 景観整備における植樹の形態、照明設備等の計画、舗装の形式
(イ) 道路の将来計画における、拡幅の有無、車両の出入り口、盤下げ、道路排水の変更等の事項
(ウ) その他関連事業の有無

ウ　道路内（車道、歩道）は既設埋設物が存在していることから、特殊部設置箇所においては、試掘調査等を行い、特殊部設置箇所を設定すること。

(ア) 既設占用物は迂回するなど、支障移転は可能な限り発生しないよう求めるが、やむを得ない場合は、詳細設計修正時に、関係機関と協議・調整を行い、詳細設計修正に反映すること。なお、占用者等への協議は事前に協議内容を九州地方整備局と協議した上で行うこと。

(イ) 工法は、国土交通省等で検討が進められている無電柱化整備の低コスト手法に基づき、導入可能な手法について、九州地方整備局及び関係機関との協議・調整を行いながら詳細設計修正に反映し、コスト縮減を図ること。

エ　既存の占用者が所有する管路・マンホール（電力、通信）等の既存施設（以下「既存ストック」

という。）の活用について、検討すること。

また、事業対象区域において、既存ストックを活用する場合は、その内容について九州地方整備局と協議すること。

(3) 電線共同溝

設計にあたっては、「熊本管内電線共同溝詳細設計等」の成果を参考に占用業者等との調整を図ること。

なお、特殊部、及び連系管については、以下にも留意すること。

ア　特殊部

地上機器については、「熊本管内電線共同溝詳細設計等」成果を基に占用業者等との調整を図り、設置位置等を決定すること。

イ　引込管・連系管・連系設備

引込管・連系管・連系設備の引込・立上り位置調整と、九州地方整備局以外の道路管理者の管理道路への連系設備等に関する調整を行う。なお、連系管・連系設備を立上げる場合は、電柱所有者の了解を得ることとする。

(4) 照明設備等

安全かつ円滑な交通環境の形成を図るため、道路利用者に適切な視環境を提供する照明設備等を設置すること。

また、本事業の対象区間道路においては、「熊本管内電線共同溝詳細設計等」の照明計画を基に交差点照明に関する詳細設計修正を実施すること。

6. 設計業務に係る調整業務

事業者は、設計業務と並行して、以下に記載する各種業務について九州地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務を実施すること。

(1) 業務計画

事業者は、調整業務（設計段階）実施にあたり、次の(2)から(6)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、九州地方整備局へ提出すること。

(2) 事業説明、地元・関係者機関調整等

事業者は、地域住民及び地権者に対して事業（設計）説明会を実施し、内容に対して同意を得るよう努めなければならない。説明対象者と周知方法については九州地方整備局及び市役所と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保するものとすること。

なお、説明会の周知方法については、九州地方整備局が市役所の協力を得た上で、事業者が周知活動を行うものとする。

(3) 家屋調査等

事業者は、電線共同溝の施工位置と影響範囲を現地確認した上で、必要に応じて、「九州地方整備局用地調査等業務共通仕様書」に基づき家屋調査を行うものとする。実施時期は工事着手前と工事完成

後とする。

なお、調査費用については、九州地方整備局と協議して決定する。

(4) 占用業者等との電線共同溝の協議

事業者は、詳細設計修正について、下記に挙げる占用業者等と協議した上で設計図書を作成するものとする。

・ 九州電力㈱、エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱、㈱QTnet、公安委員会

(5) 占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議

事業者は、詳細設計修正にあたり、前項の占用業者等と協議した上で引込管、連系管の設計を行うとともに、連系設備の設計を依頼するものとする。また、電線共同溝と連系設備・引込設備の同時施工について、調整を行うこと。

(6) 交差点照明、信号・横断歩道等の計画調整

事業者は、交差点照明、信号・横断歩道等の計画について、道路管理者及び交通管理者と調整を行うものとする。

第3章　工事業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、詳細設計修正図書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づいて、本施設の工事を行うこと。

事業者は、工事業務期間中に電線管理者や地域住民等関係機関と必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、国土交通省九州地方整備局制定「土木工事共通仕様書（案）　令和６年３月」（以下「土木工事共通仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室「電気通信設備工事共通仕様書（令和６年３月）」（以下「電気通信設備工事共通仕様書」という。）及び本要求水準書に基づき実施するものとするものとする。土木工事共通仕様書及び電気通信設備工事共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は、改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合はこの限りでない。

(2) 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて工事業務を実施すること。

ア　事業契約書に定められた本施設の工事の履行のために必要となる業務は、事業契約書において九州地方整備局が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。

イ　工事業務の実施にあたり必要となる工事説明会等で近隣住民等に工事内容等の周知を行い、作業時間等の了承を得ること。

ウ　建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や近隣商業施設の営業環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。

エ　工事業務期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とする。

オ　事業者は、工事着工前に、工期及び工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を作成し、九州地方整備局に提出して、承諾を得ること。提出書類の内容については、土木工事共通仕様書及び本要求水準書に準拠すること。

カ　事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を遂行するものとする。

キ　事業者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。

ク　事業者は、九州地方整備局に対し、工事の進捗状況を定期的に報告するものとする。

ケ　九州地方整備局は、工事の進捗状況及び内容について、随時事業者に確認できるものとする。

コ　事業者は、道路占用並びに土木工事施工許可申請等の工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを九州地方整備局に提出すること。

サ　事業者は、工事着工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めること。

シ　建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。

(3) 業務期間

事業者は、令和 16 年 3 月末までに本施設の完成・引渡しの工事業務を完了すること。なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め九州地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。また、路上工期抑制期間について、熊本河川国道事務所と協議の上確認し、最新の情報に合わせて対応するものとする。

(4) 現場代理人等

事業者は、現場代理人を設置するものとする。

また、建設業法等に従い、監理技術者等の必要な技術者を配置するものとする。

なお、下記に該当する場合及び受発注者の合意により変更を認める場合について、九州地方整備局と協議の上認められたもの以外は、当該技術者を変更することはできないものとする。配置技術者を変更する場合は、入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足し、かつ第一次審査資料に記載された当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。ただし、変更後の配置技術者の CORINS への実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。また、配置技術者を変更する場合は新旧技術者の引継期間について九州地方整備局と協議するものとする。

ア　傷病により職務の遂行ができないと判断された場合

イ　死亡した場合

ウ　退職した場合

エ　真にやむを得ない理由により転勤となる場合

オ　出産、育児、介護のため職務の遂行ができないと判断された場合

カ　九州地方整備局の責により工期延期となる場合

キ　工期が 2 年以上の長期に渡る工事で 1 年以上の期間連続して従事した場合

(5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

a) 監理（主任）技術者の専任等期間

ア　契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

イ　建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条第 1 項に該当する場合には以下のとおりとする。

(ア) 工事の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、九州地方整備局と事業者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

(イ) 工事完成後、検査が終了し（九州地方整備局の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、九州地方整備局と事業者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、九州地方整備局が工事の完成を確認した旨、事業者に通知した日（「完成通知書」等における日付）とする。

(6) 完成検査及び完成（引渡）検査

事業者による完成検査及び完成（引渡）検査は、以下に基づき実施すること。

a） 事業者による完成検査

ア　事業者は、自己の責任及び費用において、完成検査（導通試験を含む）を実施するものとする。

イ　事業者による完成検査の実施については、それらの実施日の 7 日前までに九州地方整備局に書面で通知するものとする。

ウ　事業者は、前項の報告終了後、速やかに九州地方整備局に完成確認依頼書を提出するものとする。

b） 完成（引渡）検査

ア　九州地方整備局は、完成確認依頼書を受領した後、完成（引渡）検査を実施するものとする。

イ　完成（引渡）検査は、事業者の立会いのもとに実施する。

ウ　完成（引渡）検査は、九州地方整備局が確認した設計図書及び事業者の用意した施工記録との照合により実施する。

エ　事業者は、九州地方整備局の行う完成（引渡）検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成（引渡）検査時の手続きと同様とする。

オ　事業者は、九州地方整備局による完成（引渡）検査後、是正・改善事項がない場合には、九州地方整備局から完成（引渡）検査完了の通知を受けるものとする。

(7) 工事完成図書の提出

ア　事業者は、完成（引渡）検査時に後述のオに基づく電子成果品とチェックリストを九州地方整備局に提示し、確認を受け、引き渡しを行う。

イ　事業者は、九州地方整備局による完成（引渡）検査の通知に必要な完成図書を土木工事共通仕様書に準拠して提出すること。加えて、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。また、事業者は、これら一連の書類について、事業期間を通じて保管・管理すること。

ウ　完成図書については、連系設備等の資料を含むものとする。

エ　事業者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

オ　事業者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

※【電子納品に関する各種要領及びチェックシステムについては、国土技術政策総合研究所の下記ホームページアドレスからダウンロードできる。】（http://www.cals-ed.go.jp/）

道路工事完成図の作成にあたっては「CAD 製図基準（平成 29 年 3 月版）」を適用することとする。

提出資料（道路工事完成図等作成要領 p71 参照）

(ア) 電子データ（CD 等で提出）

・完成平面図：SXF データ（拡張子 .P21）

・完成縦断図：SXF データ（拡張子 .P21）

・完成平面図：属性 XML データ（拡張子 .saf）

※またはこれらを圧縮したデータ（拡張子 .P2Z）

(イ) 出力資料（道路工事完成図等作成要領 p73 参照）

・チェック結果記録

・完成平面図

・完成縦断図

・「完成平面図」チェック結果記録

・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

カ　電子納品にかかる成果品の作成については、「工事完成図書の電子納品等要領」（令和 5 年 3 月）、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」（令和 6 年 3 月）に基づき作成した電子データを電子媒体（CD-R）で正副 2 部提出すること。

(8) 中間技術検査

九州地方整備局は、整備工事期間中、各年度末において中間技術検査を実施する。

(9) 打合せ

工事業務を適正かつ円滑に実施するため、九州地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

(10) 工事書類の削減

ア　工事書類の提出は、「工事関係書類一覧表【九州地整版】」に基づき実施するものとする。また、機械設備工事については、「工事関係書類一覧表（機械設備工事）」に基づき実施するものとする。なお、「工事関係書類一覧表【九州地整版】」及び「工事関係書類一覧表（機械設備工事）」は九州地方整備局ホームページ建設技術情報等内（http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html）に掲載している。

イ　「工事関係書類一覧表」により、工事着手前に「九州地方整備局へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」に関して「事前協議」するものとする。また、「事前協議」の内容を変更する場合は、九州地方整備局及び事業者間で協議を行うものとする。

ウ　イにおいて電子により提出、提示することとなった書類については、検査時その他の場合において紙での提出、提示は行わないものとする。

(11) 週休二日工事

ア　本工事は、建設現場の週休２日の実現のため、九州地方整備局が「月単位の週休２日」に取り組むことを指定する試行工事である。現場に「月単位の週休２日適用工事の対象工事」である事を看板等で明示すること。

イ　工事着手日から工事完成日までの期間において、全ての月毎に４週８休以上で現場閉所率28.5%（8日/28日）以上を確保することとする。

ウ　現場閉所とは、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とし、閉所実績が記載された工程表等を基に九州地方整備局が確認を行うこととする。

エ　労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に下記補正係数を乗じ費用を計上している。ただし、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の４週８休に満たないものは、通期の週休２日の補正係数に変更するものとし、通期の４週８休に満たないものは、通期の週休２日の補正係数を除した変更を行うものとし、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更する。

なお、事業契約締結後において、事業者の希望により工期の一部で「月単位及び通期の週休２日適用工事（現場閉所）」から「月単位及び通期の週休２日交替制適用工事」に途中変更することができる。変更に関しては、九州地方整備局と協議して決定する。

(ア) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、以下は対象期間に含まない。

・年末年始６日間、夏季休暇３日間
・工場製作のみを実施している期間
・工事全体を一時中止している期間
・九州地方整備局があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
・事業者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

また、事業者の責によらず４週８休以上の現場閉所が困難となる事象が生じた場合は、工事完成日を４週８休以上の現場閉所が困難となる事象が生じた日に読み替える。

(イ) 現場閉所日

工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。

また、以下についても現場閉所日とみなす。

・降雨、降雪等による予定外の現場休工日
・事業者が現場閉所としていた日に、災害等の緊急対応や現場見学会等により九州地方整備局が作業を要請した日

(ウ) 積算方法

① 対象期間中の現場の閉所状況

【月単位の４週８休以上】

対象期間内のすべての月で現場閉所率が 28.5%（8日／28日）以上の場合

ただし、暦上の土曜日・日曜日が閉所で 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

【通期の４週８休以上】

対象期間内の現場閉所率が 28.5%（8日／28日）以上の場合

② 補正係数

労務費の補正の対象は国土交通省「公共工事設計労務単価（令和６年３月）」とし、市場単価については、「工事における週休２日の取得に要する費用の計上に係る計算仕様」（九州地方整備局ＨＰ掲載）によるものとする。

【月単位の週休２日適用工事４週８休以上：補正係数】

労務費	１．04
機械経費（賃料）	１．02
共通仮設費率	１．03
現場管理費率	１．05

【通期の週休２日適用工事４週８休以上：補正係数】

労務費	１．02
機械経費（賃料）	１．02
共通仮設費率	１．02
現場管理費率	１．03

(エ) 現場閉所の確認方法

書類の作成負担等にも考慮し、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を事業者から提出を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。なお、確認の頻度は毎月１回程度とするが、工事内容によっては頻度を減らしても良い。

オ　本工事は、工期設定の根拠とした工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示試行工事」である。事業者は、試行内容に係わるアンケート調査やヒアリング調査が実施される場合は協力しなければならない。

(12) 熱中症対策現場管理費補正

ア　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、事業者は施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

イ　計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。ただし、これにより難い場合は、施工現場を代表する１地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いるものとし、計測に要する費用は事業者の負担とする。

ウ　対象期間は工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

エ　施工計画書に基づき提出された計測結果をもとに対象期間内の真夏日率に補正係数を乗じて補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。

オ　なお、真夏日とは日最高気温が30度以上の日をいい、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温又はWBGTとする。

真夏日率＝ 工期期間中の真夏日÷ 工期

補正値（%）＝ 真夏日率 × 補正係数※ （※補正係数１．2）

現場管理費 ＝ 対象純工事費 ×（(現場管理費率 × 補正係数）＋ 補正値）

カ　ただし、補正値については「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊工事の場合」と重複する場合においても、最高 2%とする。

(13) 法定外の労災保険の付保

本工事において、事業者は法定外の労災保険に付さなければならない。

2. ICT 活用工事について

(1) ICT 活用事項について

ア　ICT 活用工事

イ　本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るため、事業者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。

ウ　定義

(ア) i-Construction とは、ICT の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、事業者の希望により、その実現に向けて ICT を活用した工事（ICT 活用工事）を実施するものとする。

(イ) ICT 活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICT を活用する工事である。また、次の①～⑤の段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事という。対象は、切削オーバーレイ工事または路面切削工事とする。

① 3 次元起工測量

② 3 次元設計データ作成

③ ICT 建設機械による施工（施工管理システム）（選択）

④ 3 次元出来形管理等の施工管理（選択）

⑤ 3 次元データの納品

エ　事業者は、ICT 活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに九州地方整備局へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記エ～ケにより ICT 活用工事を行うことができる。

オ　原則、本工事においては上記①～⑤の段階で ICT 施工技術を活用することとし、舗装工（修繕工）の施工範囲で適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を九州地方整備局と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

カ　ICT を用い、以下の施工を実施する。

(ア) 3 次元起工測量

事業者は、交通規制を削減し、3 次元測量データを取得するため、下記①～⑧から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量は、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択するものとし、ICT 活用工事とする。なお、九州地方整備局と協議する。

① 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
② 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
③ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
④ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
⑤ TS 等光波方式を用いた起工測量
⑥ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
⑦ RTK-GNSS を用いた起工測量
⑧ その他の 3 次元計測技術を用いた起工測量

(イ) 3 次元設計データ作成

事業者は、設計図書やカ(ア)で得られた測量データと、九州地方整備局が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、3 次元出来形管理を行う場合は３次元設計データを作成する。

(ウ) ICT 建設機械による施工（施工管理システム）（選択）

カ(イ)で作成した 3 次元設計データを用い、下記①に示す施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。

切削指示値等に積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

① 3 次元位置を用いた施工管理システム

施工中の路面切削機の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する機能を有する ICT 建設機械。

切削深さの計測・記録方法としては、外部計測機による切削装置の計測の他切削装置に表示される指示値を取得する方法などがある。

(エ) 3 次元出来形管理等の施工管理（選択）

カ(ウ) で、施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を選択した場合下記に示す方法により施工管理を実施、従来型建設機械による施工を選択した場合は従来手法による施工管理を選択できる。

① 施工履歴データを用いた出来形管理
② 地上写真測量を用いた出来型管理

(オ) 3 次元データの納品

（ア）（イ）（エ）により確認された３次元施工管理データ等を、工事完成図書として電子納品する。

キ 上記カ(ア)～(オ)の施工を実施するために使用する ICT 機器類は、事業者が調達すること。また、施工に必要な ICT 活用工事用データは、事業者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に九州地方整備局と協議するものとする。

ク 九州地方整備局は、3 次元設計データの作成に必要な詳細設計修正において作成した CAD データを事業者に貸与する。また、ICT 活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計修正等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に事業者に貸与するものとする。

ケ 上記カ(ア)～(オ)で使用する ICT 機器に入力した 3 次元設計データを九州地方整備局に提出すること。

コ　土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

サ　事業者は、当該技術の施工にあたり活用効果等に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。

シ　本要求水準書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、九州地方整備局と協議するものとする。

(2) ICT 活用工事における適用（定義）について

図面とは、入札に際して九州地方整備局が示した設計図、九州地方整備局から変更または追加された設計図、工事完成図、3 次元モデルを復元可能なデータ（以下「3 次元データ」という）等をいう。

なお、設計図書に基づき九州地方整備局が事業者に指示した図面及び事業者が提出し、九州地方整備局が書面により承諾した図面を含むものとする。

(3) ICT 活用工事（舗装工（修繕工））費用について

ア　事業者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに九州地方整備局へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT 活用工事を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、「ICT 活用工事 （舗装工（修繕工））積算要領」により計上することとする。ただし、九州地方整備局の指示に基づき、3 次元起工測量、3 次元設計データの作成並びに 3 次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び 3 次元データ納品を行った場合は、事業者は九州地方整備局からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

イ　施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

(4) ICT 活用工事の活用効果等に関する調査

ア　ICT 活用施工を行った、全ての ICT 活用工事の事業者は、活用目的等の把握のための「ICT 活用工事の活用効果等に関する調査」の対象工事であり、別途九州地方整備局より指示される調査票に基づき実施するものとする。

イ　事業者は、工事完了後直ちに調査票を九州地方整備局へ提出・確認後、九州地方整備局が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

ウ　調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

3. BIM/CIM 適用工事について

(1) BIM/CIM 適用工事について

ア　本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

イ　以下に示す活用内容について、3 次元モデルを作成し活用する。

詳細については、九州地方整備局と協議し、以下の(2)～(5)により実施する。

なお、事業者が希望する場合、九州地方整備局が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

活用内容	活用内容の詳細
〔義務項目〕	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された 3 次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
2 次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された 3 次元モデルを閲覧し、2 次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員等への説明	詳細設計で作成された 3 次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。

(2) BIM/CIM 実施計画書の作成

ア　3 次元モデルの活用について、以下（ア）～(カ）の内容について九州地方整備局及び事業者間で協議し、 BIM/CIM 実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、九州地方整備局及び事業者間で協議し、 BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

(ア) 工事概要

(イ) 3 次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）

(ウ) 3 次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された 3 次元モデルの仕様等）

(エ) 3 次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

(オ) 3 次元モデル作成担当者

(カ) 3 次元モデルの作成・活用に要する費用

(3) BIM/CIM 実施報告書の作成

ア　BIM/CIM 実施計画書に基づく 3 次元モデルの活用について、以下（ア）～(オ）の内容を記載した BIM/CIM 実施報告書を作成する。

(ア) 工事概要及び 3 次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む）

(イ) 作成・活用した 3 次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）

(ウ) 後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2 次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等）

(エ) 成果物

(オ) その他（BIM/CIM 活用の際の創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等）

(4) 成果の納品

以下の内容を納品する。なお、様式については下記 URL を参照すること。

ア　BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

イ　BIM/CIM 実施報告書（事例集、引継書シート、照査時チェックシート含む）

ウ　作成した 3 次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）を納品する。

URL：https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000140.html

(5) BIM/CIM 適用の費用について

ア　BIM/CIM 適用に要する費用については当初計上していない。九州地方整備局との協議に基づき、設計変更を行うものとする。

イ　なお、義務項目は 3 次元モデルの閲覧（3 次元モデルの作成・加工は含まない）による活用となるため、費用は計上しない。

(6) 貸与資料

3 次元モデルデータの貸与なし

(7) DX データセンターの使用

ア　本工事は、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターを使用することで、 VDI サーバーを経由した3次元モデルを取り扱う専用ソフトの利用及び九州地方整備局及び事業者間のデータ共有の円滑化を図る業務である。

イ　3 次元モデルを活用するにあたり、事業者が希望する場合、DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。なお、DX データセンター内の無償ソフトウェアを利用することで、3 次元モデルの閲覧ができる。

ウ　DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、事業者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとし、有償ソフトウェアの使用料は設計変更の対象とする。なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference）及びポータルサイト（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym）を参照すること。

4. 工事業務（特記事項）

(1) 施工条件

a） 施工条件

本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、事業者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、九州地方整備局と事業者とが協議し契約変更の対象とする。

ア　工期

(ア) 契約締結の翌日より令和 16 年 3 月末まで

(イ) 余裕工期は見込んでいない。

(ウ) 工期には、施工に必要な実作業日数以外に以下の事項を見込んでいる。

(エ) なお、工期内に見込まれた準備、後片付け日数や明示されている施工条件での施工が困難となる場合には、特記事項「1）施工条件/　b）　工事工程の共有」より九州地方整備局との協議を行うものとする。

イ　工程関係

(ア) 準備期間　　90 日間を見込んでいる。

(イ) 後片付け期間　20 日間を見込んでいる。

(ウ) 雨休率（実働工期日数と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数）0.93

(エ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：年間 7 日間を見込んでいる。

(オ) 路上工期抑制期間について、熊本河川国道事務所と協議の上確認し、最新の情報に合わせて対応するものとする。

(カ) 本工事は、夜間作業で計画しており、準備後片付けを含めて 21:00～6:00 までで考えている。ただし、残土処理工の一部については、昼間施工としている。なお、現場条件等によりこれによりがたい場合は、別途協議する。

(キ) 特別他の工事等の調整はないので、部分的な工期の設定はない。

ウ　用地関係

(ア) 工事施工において民地借上を必要とする場合の協議及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は事業者の責任において処理しなければならない。

(イ) 本工事の施工区域外の工事用地においては、使用終了後速やかに原形復旧しなければならない。

(ウ) 工事区域の用地取得については、すべて完了している。

(エ) 本工事のおける借地は予定していない。

エ　公害関係

(ア) 工事に伴う公害防止（騒音・振動・粉塵・排出ガス等）については、特段考慮していない。

(イ) 水替、濁水処理等は特段考慮していない。

オ　安全対策関係

(ア) 公共・公益施設（鉄道、ガス、電気、電話、水道等）等からの施工上の制約はない。

(イ) 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策は、特段考慮していない。

カ　工事用道路関係

(ア) 資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えており、特に道路管理者や地元住民等からの制限は受けていない。

キ　仮設備関係

(ア) 本工事で設置した仮設物については、工事目的物が完成した段階で撤去するものとする。

(イ) 本工事により発生するコンクリート塊（有筋）及びアスファルト塊（掘削・切削）は、下記の再資源化施設へ運搬するものとするが、これにより難い場合は別途協議する。

a. 受入場所	：熊本県熊本市北区植木町岩野 3669
b. 施設名称	：熊本舗材（株）
c. 受入時間帯	：午前　8：00～午後　5：00　（昼間） 午後　5：00～午後 10：00　（時間外） 午後 10：00～午前　8：00　（夜間深夜） （土曜・日曜・GW・年末年始を除く）
d. 受入寸法	：30cm×30 cm×30 cm 以下(アスファルト塊) 60cm×60 cm×60 cm 以下(コンクリート塊)
e. 運搬距離	：9.8km（片道）

ク　建設副産物関係

本工事により発生する建設発生土は、片道運搬距離：L=2.7km で計上しているが、運搬距離に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

なお、受入地での整形処理を含む。

ケ　その他

(ア) 工事用資機材の仮置きは、特段考慮していない。

(イ) 在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。

現場発生品名	引渡場所	運搬距離（片道）
H型鋼（縦梁）、溝形鋼、ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄ 鋼管柱・ｺﾝｸﾘｰﾄ柱、光ｹｰﾌﾞﾙ	龍田高架橋下 (R3BP-187k400)	6.6km
照明灯		

(ウ) 本工事において再利用できない鋼製の発生品が生じた場合は、スクラップとしての価値の有無を九州地方整備局と協議し、価値のある場合は現場発生品とし、価値のない場合は本工事にて処分するものとする。なお、この場合は契約変更の対象とする。

(エ)支給品等はない。

(オ) 関係機関・自治体等との近接施工は無い。

(カ) 特許工法は予定していない。

(キ) 本工事においては、部分使用は予定していない。

(ク) 用水の取水については、特段考慮していない。

b） 工事工程の共有

事業者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、九州地方整備局と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「九州地方整備局」又は「事業者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に九州地方整備局・事業者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の（ア）～（オ）に示すような事業者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

(ア) 九州地方整備局・事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
(イ) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
(ウ) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
(エ) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
(オ) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

(2) 土工

a） 土質区分

土質の区分は、土木工事共通仕様書第1編2-4-1の土砂はB分類、岩はC分類とし、土質区分に変更が生じた場合は契約変更の対象とする。

b） 土質の変更

事業者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、九州地方整備局の確認を受けるものとする。

(3) 構造物一般

a） 床掘に関する土質区分

床掘に関する土質区分は、特記事項「(2) 土工」に準じる。

b） 基礎床掘に関する排水

ア　基礎床掘において、ポンプによる排水は考慮していないが排水の必要が生じた場合は、契約変更の対象とする。

c） 埋戻し

ア　埋戻しは、土質・含水比等を考慮し、タンパ等で十分締固めをしなければならない。
イ　埋戻し材料は発生土とする。

d） 敷モルタル及び管路基礎に関する材料

敷モルタルの混合比は1：3を標準とし、セメントの種類は高炉Bとする。

e） シリンダー錠ロック構造付き蓋

ア　ハンドホール蓋シリンダー錠（専用キーを含む）の製品については、事前に九州地方整備局の承諾を受けるものとする。
イ　セキュリティ対策については、適切な時期に九州地方整備局と協議し、対策を実施すること。
ウ　シリンダー錠の専用キーの鍵番号及び必要数については、別途九州地方整備局が指示するものとする。
エ　シリンダー錠、専用キー、専用ハンドルについては、別途九州地方整備局が指示する場所へ納入するものとする。

f） 接地抵抗測定記録表

電力系特殊部出来形検査項目における接地抵抗測定記録表を九州地方整備局の承諾を受け、電線管理者へ提出するものとする。

g） 接地工事

接地工事については電気設備技術基準10条および11条に基づき施工するものとする。

ア　A種接地は、高圧機器部に設置し接地抵抗値10Ω以下を確認し施工する。

イ　D種接地は、高圧機器部以外に設置し、接地抵抗値100Ω以下確認し施工する。

ウ　上記施工にあたっては、接地抵抗を下向きに示す方法で測定し、種類別に接地棒の長さ・接地線の太さ・長さ（余長1m以上）を決定し九州地方整備局に報告するものとする。

(4) 推進工

a） 推進工

推進工については鋼製管推進工法を想定しているが、現場状況等により工法に変更が生じた場合は、九州地方整備局と協議のうえ、契約変更の対象とする。

b） 中込注入工（鋼管内の空隙充填）に関する配合

中込注入工（鋼管内の空隙充填）を施工の前に配合について検討を行い、九州地方整備局の承諾を得てから施工を行うこと。なお、九州地方整備局と事業者が協議の上、契約変更の対象とする。

中込注入材の配合（エアミルク）［1.0m³当り］

セメント (kg)	骨材 (kg)	水 (kg)	気泡剤 (L)	希釈水 (kg)	空気量 (%)
350	0	196	1.48	35.52	66±5

気泡剤については現地で混合することとし、注入材ロス率については1m³当り8%で計上している。

(5) コンクリート工

a） コンクリート工

コンクリートは、原則としてJIS A5308-2019による生コンクリートとし、使用区分は下記のとおりとする。

ただし、スランプは対象となる構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打設、締め固め等の諸条件を適切に考慮し、変更が必要な場合は、九州地方整備局と協議するものとする。

また、コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。ただし、均しコンクリート等を除くものとする。

なお、塩害対策等別に定めがある場合は、それによるものとする。

設　計 基準強度	生コン 呼び強度	粗骨材の 最大寸法	スランプ	セメント の種類	適用工種
18N/mm2	18N/mm2	40mm	8±2.5cm	高炉B以上	道路照明設備工

施工にあたり、スランプ12ｃｍ以上のコンクリートを使用する場合は、下記ガイドラインを参考図書として活用するものとする。

・流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン
（平成29年3月　流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会）

b） コンクリートの品質

ア　生コン工場は原則としてJISマーク表示認証工場（改正産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき、国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格を持つ技術者が在籍するとともに、コンクリートの製造能力、製造設備、品質管理状態及び運搬時間を考慮して選定しなければならない。

イ　品質検査（JIS A5308, 10に示す検査）は請負業者が直接行うよう努めなければならない。やむを得ず生産者に検査のための試験を代行させる場合でも請負業者が立会し確認しなければならない。

ウ　品質管理は、施工管理基準によるほか、材令7日又は3日の圧縮強度試験を行い強度上疑義がある場合は、当該レディーミクストコンクリートの使用を中止することがある。

エ　ただし、重要構造物以外で少量の場合は当該試験を省略することができる。

c） コンクリートの塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策

コンクリートの塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策については、「土木工事施工管理の手引き」によるものとする。

(6) 仮設

本整備工事の施工にあたり、管路部及び特殊部(通信系特殊部、分岐ハンドホール)の施工は軽量鋼矢板、特殊部(電力系特殊部)の施工は、ライナープレートによる土留で計画している。仮設が変更となった場合は、九州地方整備局と協議するものとする。

(7) 路盤工

ア　路盤工に使用する材料及び路盤工の締固め度

路盤工に使用する材料及び路盤工の締固め度は、下記のとおりとする。

(ア) 材料

種別	最大粒径	修正CBR	PI
下層路盤	40mm以下	20%以上（30%以上）	6以下
上層路盤	40mm以下	80%以上（90%以上）	4以下

注) アスファルトコンクリート再生骨材を含む材料を用いる場合は〈　〉内の数値を適用する。

(イ) 締固め度

・　路肩部及び歩道部

・　平均値が最大乾燥密度の85%以上

(8) 舗装工

a） 混合物の種類

混合物の種類は下記のとおりとし、配合設計は土木工事共通仕様書第3編2-6-3の21によるものとするが、これによりがたい場合は、九州地方整備局と協議するものとする。

種類	①粗粒度	②粗粒度	③密粒度	④密粒度G
用途 最大粒径	表層 （車道部） 応急復旧 20mm	表層・中間層・基層 （車道部） 表層 （乗入Ⅱ種） 仮復旧 20mm	表層 （歩道部） 仮復旧 13mm	表層 13mm
突固め回数	75回	基層（50回） 表層・中間層（75回）	50回	75回
アスファルト の針入度	60～80			Ⅰ型　40 以上
アスファルト の種類	ストレートアスファルト			改質 アスファルト Ⅰ型
粗骨材の種類	砕石			

b） 混合物の締固め度

混合物の締固め度は、下記のとおりとする。

・　歩道部の締固め度は、平均値が基準密度の 92%以上とする。

・　路肩部の締固め度は、平均値が基準密度の 96%以上とする。

c） プライムコート及びタックコートの材料及び散布量

プライムコート及びタックコートの材料及び散布量は、下記を標準とする。

・　プライムコート　（PK-3）　1.2Ｌ／㎡

・　タックコート　（PK-4）　0.4Ｌ／㎡

d） 改質アスファルト

（ア）改質アスファルトの品質は、舗装設計施工指針（平成 18 年度版 P222「付表 8.1.10」、P223「付表－8.1.11」)の標準的性状を合格するものとし、使用前にミルシートを提出し承諾を受けるものとする。ただし、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物を使用する場合はミルシートの提出を省略することができる。

（イ）事前にホイールトラッキング試験を実施し DS 値を九州地方整備局に報告し承諾を受けた後施工するものとする。

ただし、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物を使用する場合は当該試験を省略することができる。

e） アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けた混合物

（ア）上記認定アスファルト混合物については、事前審査認定書（認定書及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に提出することで、土木工事共通仕様書の「第 3 編 2-6-2 材料」、「第 3 編 2-6-7 アスファルト舗装工」、「第 3 編 2-6-12 コンクリート舗装工」、「第 10 編 2-3-2 路床安定処理工」における材料及び混合物の品質証明に代えるものとする。

（イ）上記認定アスファルト混合物の品質管理は、別添「アスファルト事前審査における品質管理基準」によるものとする。

（ウ）なお、事前審査制度によらない混合物については、従来どおり「土木工事共通仕様書」によるものとする。

f） 表層直下の不透水層

不透水層に用いる混合物は下表の基準値を満足するものとする。

空隙率（%）	飽和度（%）
３～６	７０～８５

(9) 全国道路施設点検データベース（舗装）への登録について

a） 全国道路施設点検データベース（舗装）への登録

事業者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、舗装工事のデータ（国が管理する道路のみ）を、全国道路施設点検データベース（舗装）（以下「点検 DB（舗装）」）に登録する。登録するデータは、「道路舗装データベース 登録・利用マニュアル」によるものとし、事前に九州地方整備局と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、第　条に定めるとおりとする。なお、点検 DB（舗装）の管理運営団体に支払う登録料については契約変更の対象とする。

また、上記マニュアルは、全国道路施設点検データベース（舗装）の管理運営団体のホームページ（https://www.jice.or.jp/pavement_db/）で閲覧できる

b） 登録するデータに係る権利について

ア　本業務の成果として点検 DB（舗装）へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、すべて登録・確定と同時に九州地方整備局に帰属する。

イ　点検 DB（舗装）へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、事業者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、事業者は、九州地方整備局、九州地方整備局が指定する者及び点検 DB（舗装）を利用する者（以下「九州地方整備局等」という。）に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。

ウ　事業者は、自ら（事業者に所属する者を含む。）又は第三者をして、九州地方整備局等に対し、点検 DB（舗装）へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作者人格権を行使せず又は行使させない。

エ　ア～ウの場合において、事業者は、九州地方整備局に知的財産権を帰属させ若しくは九州地方整備局が適法に知的財産権を行使するため、又は九州地方整備局等による点検 DB（舗装）の運用及び利用のために必要となる一切の手続（第三者からの許諾取得を含む。）を履践するものとする。

オ　九州地方整備局及び事業者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手続履践の対価が事業費に含まれることを相互に確認する。

カ　事業者は、点検 DB（舗装）へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、事業者がかかる表明保証に違反したことにより九州地方整備局が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、九州地方整備局に生じた損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）について、九州地方整備局に対してこれを補償するものとする。

(10) 道路附属物工

a） 区画線

区画線は、溶融式とし「区画線設置工事共通仕様書」（平成 15 年度版）によるものとする。なお、「区画線設置工事共通仕様書」（平成 15 年度版）は九州地方整備局ホームページ建設技術情報等内（http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/index.html）に掲載している。

b） 道路附属物等におけるボルト部のマーキング

本工事において施工する道路附属物のボルト接合部については、ゆるみ等の有無を簡易に外観から確認できるようボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工する。

なお、マーク塗料、色彩、太さ、小径ボルト施工対象範囲については、九州地方整備局と協議し決定すること。（又は、マーク塗料、色彩等を具体に指示。）

(11) 道路照明設備

a） 道路照明柱基礎位置

道路照明柱基礎位置については、九州地方整備局立会のうえ決定するものとし、現地状況等により基礎の形状が変わる場合は協議するものとし、契約変更の対象とする。

b） 道路照明器材の仕様

本工事における道路照明器材の仕様は、下記のとおりとする。仕様に変更が生じた場合は九州地方整備局と協議のうえ契約変更の対象とする。

(ア)照明柱

形式	鋼管ﾃｰﾊﾟｰﾎﾟｰﾙ（丸ﾃｰﾊﾟｰ直線型(多目的照明柱)）　10 基
長さ	(GL 高) 10m　10 基
構造等	ﾘﾌﾞ露出型を基本とする。
防錆処理	溶融亜鉛ﾒｯｷ（HDZ55）処理とする。
張り紙防止	GL+300mm～3300mm まで張り紙防止塗装を施すものとする。
防食塗装	基礎部の防食処理としてﾀｰﾙｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料（JIS K 5664 1 種）を塗布するものとする。

(イ)照明器具（灯具）　LED 照明器具

(ウ)ランプ　LED 照明器具用ランプ

(エ)ポール内端子台　国土交通省標準　1 灯用

(12) 通信設備

a） 光ケーブル配線（地中管内配線及び架空配線）

ア　配線作業については、施工詳細について、九州地方整備局を含めて十分打合せを行うものとする。

イ　作業において、既設機器またはその他の施設に損傷を与えた場合は、全て事業者の負担において修理及び原型復旧するものとする。

ウ　既設ハンドホール、既設配管の確認を施工前及び施工後入念に行うものとする。

エ　配線後、各配線接続部及び要所には、行先を表示した名札等を取り付けるものとする。

オ　光ケーブル敷設完了後、接続損失試験及び伝送損失試験を入念に行うものとする。

カ　光ケーブルの敷設については、新設の光ケーブルを敷設後、既設光ケーブルの撤去を行うものとし、回線停止時間を極力短縮するものとする。回線停止の行程については、九州地方整備局と協議すること。

キ　既設光ケーブルについては、撤去後再設置にて計画しているが、再利用が困難と判断される場合は、協議の上契約変更の対象とする。

(13) 施工管理一般

a） 工事竣工までの提出図書

工事竣工までに、下記図書を整理し、提出するものとする。

ア　出来形管理資料　・・・・・・　出来形管理図、写真管理資料

イ　品質管理資料　　・・・・・・　品質管理図

ウ　道路施設基本データ　［道路施設基本データ作成特記仕様書による］

エ　完成図

オ　新技術活用効果調査表（新技術・新工法を採用した場合）

カ　その他九州地方整備局の指示した資料

キ　工事管理台帳

b） 情報共有システムについて

ア　本工事は、九州地方整備局及び事業者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和５年３月）に基づき実施すること。

イ　事業者は、本工事で使用する情報共有システムについては次の要件を満たすものとする。

(ア) 工事施工中における九州地方整備局・事業者間の情報共有システム機能要件　令和５年３月版（Rev5.5）（国土技術政策総合研究所）

(イ) 九州地方整備局のセキュリティポリシーに則った証跡管理機能

証跡管理機能としては、システム内に保持されたファイルへの利用者の閲覧・編集・取得履歴（ログ）を記録・保管し、九州地方整備局の提出要求に迅速に応えられること。ログには、利用者アカウント、日付・時刻、アクセス URL、アクセスファイルが含まれることとする。

ウ　九州地方整備局及び事業者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提

供者」という。）との契約は、事業者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、九州地方整備局と協議の上決定する。

エ　事業者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

(ア) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

(イ) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに九州地方整備局及び事業者に連絡を行い適正な処置を行う旨

(ウ) （イ）の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると九州地方整備局若しくは事業者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、事業者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

オ　情報共有システムを利用する九州地方整備局等及び事業者の費用は共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれる。利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料である。

カ　事業者は、九州地方整備局から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

※　「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」又は「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」が改定されている場合には、直近のものを記載すること。

c）品質証明の提出

本工事は、土木工事共通仕様書第 3 編 1-1-8（品質証明）の対象工事とする。

なお、他工事における専任の主任（監理）技術者については、品質証明員を兼任することはできない。

また、第三者による品質証明員を配置した場合は、品質証明員の配置はしなくてもよい。

(14) 安全管理

a）UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

事業者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）」（国土地理院 平成 28 年 3 月）に基づいて UAV 等を使用すること。

b）交通誘導警備員

工事は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導警備員は交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）を配置することとする。但し、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、九州地方整備局が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者については、この限りではない。なお、「警備員等の検定等に関する規則」第 2 条において、配置を義務づけられた警備員には上記ただし書きは適用できない。

資格	資格要件
1・2 級交通誘導警備員検定合格者	交通誘導警備員に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者

交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	・警備業法における基本的教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

c） 工事施工中の路面段差について

舗装修繕工事等の現道工事において、切削等の施工中に一時的に交通開放を行う場合の車道路面の段差処理については、土木請負工事必携によるものとし、施工計画時にすりつけ方法を明記するものとする。

なお、合材によるすりつけが困難な場合は、九州地方整備局と協議し、二輪車等の転倒防止対策を実施するものとする。

ア　工事区域上空の架空電線の防護管設置の費用については見込んでいないが、架空電線に近接した工事の施工にあたっての架空電線管理者（防護管施工会社含む）との協議により、架空電線管理者（防護管施工会社含む）から防護管設置の費用負担を求められた場合、その費用については設計変更の対象とする。

d） 通行規制を伴う工事を実施する場合について

ア　通行規制を伴う工事を実施する場合、現場代理人は、PC や携帯電話のインターネット接続機能を用いて、次の事項の入力を行う。

なお、この情報はインターネットや VICS を介して一般の方や道路利用者へ提供されるので正確な情報を迅速に入力しなければならない。

(ア) 通行規制を伴う工事情報の入力

(イ) 通行規制を伴う 1 週間以上の予定日時、工事規制情報の入力

(ウ) 通行規制を伴う本日の工事開始時刻（工事開始前）

(エ) 通行規制を伴う本日の工事終了時刻（工事終了後速やかに）

(オ) 通行規制を伴う本日の工事中止情報

イ　インターネット接続のための工事番号（工事 ID）、パスワードのついては九州地方整備局の指示による。

(15) その他

a） コリンズへの位置情報の入力

土木工事共通仕様書（令和 6 年 3 月）1 編 1-1-6 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点　熊本県熊本市北区大窪 4 丁目　緯度　32°50’52”　経度　130°42’58”

終点　熊本県熊本市北区高平 2 丁目　緯度　32°50’01”　経度　130°43’03”

b） 低騒音型建設機械の使用について

本工事においては、低騒音型建設機械の使用は義務づけていないが、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号）により低騒音型建設機械の使用義務づけを図る必要が生じた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年建設省告示第 1536 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難い場合は、必要書類を提出のうえ九州地方整備局と協議するものとする。

c） 現場環境改善（快適トイレの設置）

ア　内容

事業者は、施工現場付近に下記a～kの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。l～qについては、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

(ア) 快適トイレに求める機能

a.　洋式（洋風）便器

b.　水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

c.　臭い逆流防止機能

d.　容易に開かない施錠機能

e.　照明設備

f.　衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

(イ) 付属品として備えるもの

g.　現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

h.　周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

i.　サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

j.　鏡と手洗器

k.　便座除菌クリーナー等の衛生用品

(ウ) 推奨する仕様、付属品

l.　室内寸法900×900㎜ 以上（面積ではない）

m.　擬音装置（機能を含む）

n.　着替え台

o.　臭気対策機能の多重化

p.　室内温度の調整が可能な設備

q.　小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(エ) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

事業者は、上記アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について九州地方整備局と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】a ～ f 及び【付属品として備えるもの】g ～ k の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

(オ) その他

快適トイレの手配が困難の場合は、九州地方整備局と協議の上、本条項の対象外とする。

(16) コンクリート耐久性向上対策

a） コンクリート耐久性向上対策

土木工事施工管理の手引「コンクリート耐久性向上対策実施要領」による。

b） コンクリート二次製品

本工事に使用するコンクリート二次製品のうち次に示す二次製品は、工場の品質管理データを提出し、九州地方整備局の承諾を得なければならない。

	塩化物総量規制	アルカリ骨材反応対策
名 品	鉄筋を有する二次製品	すべての二次製品

(17) 架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策

a） 架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策

事業者は着手前の準備にあたり、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、土捨て場、資材等置き場、資機材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を実施し、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず施工計画書に記載しなければならない。

事前調査の結果、施工上支障となる架空線が確認された場合は下記の対応を行うこととする。

b） 施工計画書への記載

（ア）建設機械等のブーム、ダンプトラックがダンプアップ状態等、架空線等上空施設への接触・切断が懸念される状態での移動・走行の禁止対策。また、建設機械等の施工時においては、接触・切断が懸念される状態での旋回の禁止対策。

（イ）現場出入り口での「高さ制限装置の設置」や架空線等への「防護カバー設置」等の事前対策の実施方法。

（ウ）禁止対策及び事前対策等の定期点検並びにオペレータ・運転手等への安全教育指導の実施方法。

c） 点検・教育の実施

（ア）施工計画書に記載された禁止対策及び事前対策等は、定期点検を実施するものとし、改善並びに補修等が必要と確認された場合には、適宜対応するものとする。

（イ）新規入場者教育、KY 活動並びに安全教育時等において、オペレータ・運転手等に対し、施工計画書に記載された項目について教育の徹底を図る。

d） 九州地方整備局への報告

（ア）点検・教育の実施状況については、実施後速やかに九州地方整備局へ報告すること。

(18) 再生資源

a） 再生資材の利用等

ア　再生資材の利用

事業者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。なお、使用に際し「プラント再生舗装技術指針」を遵守するものとする。

資材名	規格	摘要
再生砂	再生砂	開削土工（埋戻し）
再生加熱 AS 混合物	密粒 13mmTOP	歩道部（表層）［仮復旧］
再生加熱 AS 混合物	粗粒 20mmTOP	車道部（表層）［応急復旧］ 車道部（表層・中間層・基層）［仮復旧］ 乗入Ⅱ種（表層）［仮復旧］
再生粒度調整砕石	25mmTOP	車道部（上層路盤）［応急復旧］ 乗入Ⅱ種（上層路盤）［仮復旧］・［本復旧］
再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ	40mm 以下	構造物基礎 車道部（下層路盤）［応急復旧］ 歩道部（下層路盤）［仮復旧］ 乗入Ⅱ種（下層路盤）［仮復旧］・［本復旧］

b） 指定副産物の搬出

建設工事の施工により発生する指定副産物の搬出場所は「(1) 施工条件」によるものとする。

c） 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

イ　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、事業契約書に定める事項は契約締結時に九州地方整備局と事業者の間で確認されるものであるため、九州地方整備局が積算上条件明示した以下の事項と異なる場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合で、事業者の責によるものでない事項については、九州地方整備局と協議するものとする。

(ア) 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
①仮設	仮設工事 ■有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 ■有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 ■有　　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑥その他	その他の工事 ■有　　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

(イ) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化等をする施設の名称及び所在地は、特記事項「（1）施工条件」によるものとする。

①　事業者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を九州地方整備局より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手を

いう。）するものとする。

② 事業者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、九州地方整備局に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

d） 建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、事業者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難い場合には、九州地方整備局と協議しなければならない。

e） 建設発生土情報交換システムの活用

本工事は、建設発生土情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、事業者は、土量、土質、土工期等に変更があった場合、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。

なお、これにより難い場合には、九州地方整備局と協議しなければならない。

f） 工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、九州地方整備局と協議するものとする。

(19) 電子納品

ア 本工事は、電子納品対象工事とする。

イ 電子納品とは、事業者が監督職員に対して電子成果品及び工事帳票を納品することを指す。

ウ なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン（土木工事編）」（令和 6 年 3 月）、「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

エ オンライン電子納品は、九州地方整備局が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

オ オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して 2 部提出するものとする。

カ 写真管理

写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づいて提出する。

(20) 道路施設基本データの作成

ア 事業者は、下表の工種に該当する「道路施設基本データ」を作成するものとする。なお、作成に際しては、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所、平成 18 年 8 月（平成 20 年 12 月改定）、以下「要領」という。」並びに「道路施設基本データ作成要領（案）、（九州

地方整備局、平成 26 年 5 月）」に基づき作成し、提出しなければならない。

イ　事業者は、要領に基づき国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開しているチェックプログラムによるデータチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで電子媒体を提出しなければならない。

ウ　現道に係る工事で重要構造物等の既存道路施設の改修、撤去等を行う場合は、道路管理データベースシステムに登録されている既存道路施設に係るデータを別途監督職員から貸与を受け、データを修正・追加するものとする。

（図表）道路施設基本データ作成対象工種

種別	No	工種名	種別	No	工種名
道路構造	C020	縦断勾配	附属物及び附帯施設	E050	道路標識
	C030	平面線形		E060	道路情報板
	C050	舗装		E070	交通遮断機
	C060	道路交差点		E080	I.T.V
	C070	鉄道交差点		E090	車両感知器
	C080	歩道及び自転車歩行者道		E100	車両緒元計測施設
	C090	独立専用自歩道		E110	気象観測施設
	C100	中央帯		E120	災害予知装置
	C110	環境施設帯		E130	自動車駐車場等
構造物	D010	橋梁		E140	自転車駐車場
	D020	橋側歩道橋（側道橋）		E150	雪崩防止施設
	D030	横断歩道橋		E160	落石防止施設
	D040	トンネル		E170	消雪パイプ
	D050	洞門		E180	ロードヒーティング
	D060	スノーシェッド		E190	除雪ステーション
	D070	地下横断歩道		E200	防災備蓄倉庫
	D080	道路 BOX 等		E210	共同溝
	D090	横断 BOX 等		E220	CAB 電線共同溝
	D100	パイプカルバート		E230	植栽
	D110	のり面・斜面		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
附属物及び附帯施設	E010	防護柵		E260	距離標
	E020	道路照明		E270	流雪溝
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E350	ビーコン

5. 工事業務に係る調整業務

事業者は、工事業務と並行して、以下に記載する各種業務について九州地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務を実施する。各業務の実施内容、関係機関協議、要求水準については、設計業務に係る調整業務に準じるものとする。

(1) 業務計画

事業者は、調整業務（工事段階）実施にあたり、次の(2)から(5)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、九州地方整備局へ提出する。

(2) 工事期間における規制箇所等調整

工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、工事着工前に、道路管理者及び交

通管理者等関係機関と調整を行うものとする。また、工事着工後に、必要に応じて、占用調整会議を行うこととする。

(3) 隣接家屋・店舗等との出入口調整

隣接家屋・店舗等との出入口については、道路管理者との協議に基づき幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。

(4) 地元に対する工事説明会

事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実施し、同意を得るよう努めなければならない。実施方法については、第 2 章 6.(2)に準じるものとする。

第4章　工事監理業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、「発注者支援業務共通仕様書（令和 6 年度版）」（令和 5 年 12 月九州地方整備局）及び「土木工事監督技術基準（案）」（令和 4 年 3 月 31　日国官技 355 号）に基づき、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。

(2) 業務の範囲

事業者は、第 1 章 8(2)に揚げる工事業務のうち、ア　既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務、イ　整備工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備）に関する工事監理業務を実施すること。

(3) 業務計画

事業者は、工事監理業務の実施にあたり業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、九州地方整備局へ提出すること。

(4) 業務の実施

事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書（業務月報）を九州地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を行うとともに、九州地方整備局が要請したときは、工事監理の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこと。なお、工事監理業務報告書（業務月報）の提出開始時期は、九州地方整備局との協議により決定する。事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。

第5章　所有権移転業務

1. 台帳作成業務

(1) 一般事項

事業者は、電線共同溝管理台帳の作成を行うとともに、敷地調査図及び照明台帳等について各変更状況等が分かる業務報告書等を九州地方整備局に提出し、確認を受けること。

作成にあたっては、「九州地方整備局電線共同溝管理規程」（資料 5）、「九州地方整備局電線共同溝保安細則」（資料 6）、「九州地方整備局電線共同溝管理台帳作成要領」（資料 7-1）に準拠すること。また、九州地方整備局が作成済みの敷地調査図及び照明台帳等について、修正を行うこととする。修正に伴う費用については、九州地方整備局と協議して決定する。

(2) 業務の範囲

事業者は、対象区間における電線共同溝管理台帳の作成、敷地調査図及び照明台帳等の修正を行うものとする。

(3) 業務期間

以下に示す「2. 本施設の所有権移転業務」の実施時までには完成していること。

(4) 電線共同溝管理台帳の作成

事業者は、以下の資料を作成すること。

a） 総括表
b） 位置図　（1/25,000 程度）
c） 平面図　（全企業者及び個別企業者毎に作成）
d） 断面図
e） 横断図
f） 特殊区間構造図
g） 特殊部構造図
h） 特殊部管理台帳

2. 本施設の所有権移転業務

(1) 一般事項

事業者は、九州地方整備局による完成（引渡）検査完了後、国に対して本施設の所有権を移転すること。

(2) 業務期間

なお、本施設の引渡予定日は令和 16 年 3 月末とする。

第6章　維持管理業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、維持管理対象施設を対象とし、維持管理業務計画書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づき、維持管理対象施設の性能及び機能を維持することにより、利用者の利便性・安全性を確保することを目的とし、以下の内容の維持管理業務を実施すること。

事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか、「九州地方整備局電線共同溝管理規程」（資料 5）、「九州地方整備局電線共同溝保安細則」（資料 6）、「九州地方整備局電線共同溝管理台帳作成要領」（資料 7-1）にも準拠すること。

ア　点検・補修業務

イ　台帳管理・修正業務

ウ　維持管理業務に係る調整業務

(2) 業務期間

維持管理業務の期間は、事業者が国に電線共同溝を引渡した日（令和 16 年 3 月末）より、令和 28 年 3 月末日までとする。

(3) 業務実施体制

a）業務実施の体制

事業者は、上記(1)の各業務を実施する体制を確立し、各業務を総括する維持管理責任者を設置し、九州地方整備局に通知すること。

また、各業務の実施にあたっては、非常時の指示命令系統及び連絡体制を九州地方整備局と協議のうえ確立すること。

b）業務従事者の要件等

事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力を有する者をあて、適切な態度で誠意を持って業務に従事させること。また、業務の実施に際しては、業務従事者であることを容易に識別できるようにして、業務及び作業に適した服装で、名札を着用させること。

(4) 提出書類

事業者は、業務提供期間中、業務計画に基づき維持管理業務の実施に際し、以下の書類を作成し、九州地方整備局に提出し、確認を受けること。様式・内容・提出日等はあらかじめ九州地方整備局と協議して定めること。

a）業務計画書

事業者は、業務実施にあたり下表に示す業務計画書を作成し、提出すること。事業者は、提案書に記載した内容ついて、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。

また、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出すること。

ア　業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合

イ　九州地方整備局に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合

提出時期	業務計画書	
維持管理業務開始予定日の前日まで	業務計画書	・業務実施体制 ・業務管理体制 ・各業務の責任者の経歴、資格等 ・業務担当者名及び経歴等 ・業務提供内容及び実施方法等 ・業務実施の周知内容及び方法 ・業務報告の内容及び時期 ・苦情等への対応 ・非常時・災害時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応 ・安全管理 ・その他、必要な事項
当該事業年度が開始する日の１ヶ月前まで	年間業務計画書	・上記項目における当該年度実施分

b） **業務報告書**

事業者は、業務ごとの実施状況について下表に示す業務報告書を作成し、九州地方整備局へ提出し、確認を受けること。

提出時期	業務報告書	
		添付すべき資料
実施後速やかに提出	・点検・補修記録	・点検記録表 ・補修結果記録
	・事務手続き記録	・占用者の台帳閲覧申請記録 ・電線共同溝の入溝記録
	・関係機関協議結果	・打合せ記録簿 ・苦情等及びその対応結果 ・その他、必要な資料
年報（各事業年度終了後 10 日以内）	・管理台帳の修正	・電線共同溝管理台帳の修正 ※修正がない年度は提出不要

※ただし、最終事業年度の最終月は除く。

c） **その他の業務報告**

事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに九州地方整備局に報告すること。また、九州地方整備局から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応すること。

(5) 業務の実施

事業者は、業務の実施に際して次のことに対応すること。

a） **苦情等への対応**

事業者は、市民や占用業者等からの維持管理に関する苦情・要望等に対し、緊急を要する場合は速やかに九州地方整備局に報告し、再発防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、その対応結果を九州地方整備局に報告すること。なお、緊急を要さない場合は、九州地方整備局と協議の上対応する。また、事業者は、適用範囲外に関する苦情等（地域住民等からの苦情等）を受けた場合、

速やかに九州地方整備局に報告し、対応について協議すること。

b） 想定外の事態への対応

事業者は、想定外の事態の発生、または発生が予測された場合、迅速かつ適切に対応すること。

c） 災害時・非常時の対応

火災等の緊急事態が発生した場合は、事業者は、直ちに非常時の指示命令系統及び連絡体制に従い連絡・通報すること。また、現場に急行し、業務従事者の安全が確保できる範囲で応急措置を行うこと。

d） 危険物・火気の取扱

事業者は、業務実施等に際し、原則として火気等は使用してはならない。火気を使用する場合は、事前に九州地方整備局の承諾を得ること。

(6) 維持管理関連貸与図面等

事業者は、図面・資料等を、維持管理期間中、九州地方整備局より借り受け、善良な管理者の注意をもって管理すること。

(7) 打合せ

維持管理業務を適正かつ円滑に実施するため、九州地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

a） 業務計画書作成時

初年度は前年度中に確認、各年度は年度当初の打合せと合わせて実施する。

b） 業務報告書提出時

c） 抜柱、入線等の調整のための協議時（実施時期は適宜）

2. 点検・補修業務

(1) 一般事項

点検・補修業務は、維持管理対象施設の性能を満足することを目的に、定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検と必要な補修を行うものとする。

点検・補修の結果等により、上記の目的を達成できないおそれがある場合は、必要な対応を実施すること。

なお、補修及び対応に関する費用負担については九州地方整備局と協議すること。

(2) 要求水準

ア　事業者は、イ及びウの点検を実施し、補修が必要と判断した場合には、九州地方整備局と協議の上補修を行い、所要の性能を発揮できる状態を維持するよう努めること。

イ　「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）　Ver.2（九州地方整備局）」に基づき点検を実施すること。なお、日常点検（道路巡回時等）については、徒歩による目視点検を年１回

は行うこと。

ウ　特殊部については、5年に1回内部を点検すること。

エ　事業者は、異常を発見した場合には、同様の異常の発生が予想される箇所の点検を実施すること。

(3) 特記事項

a) 点検

九州地方整備局が道路巡回時に異常を発見した場合は、九州地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、九州地方整備局と協議の上補修を行うこと。

b) 災害及び想定外の事態が発生した場合の対応

災害等が発生した場合、または不測の事態が発生した場合、事業者は、安全を確認した上で、直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに九州地方整備局に報告すること。

c) 応急措置

点検の結果、継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講ずること。

3. 台帳管理・修正業務

(1) 一般事項

事業者は、電線共同溝の管理台帳を保管するとともに、必要に応じて修正すること。

なお、修正に伴う費用については、九州地方整備局と協議して決定する。

(2) 要求水準

a) 管理台帳の修正

事業者は、電線共同溝の改築、維持、修繕並びに災害復旧等を施行しようとする場合、及び新たに占用者が加入する等、収容物件に変更が生ずる場合は、計画時より占用予定の占用業者等と協議し、台帳を修正すること。

また、事業者は、占用業者等が自己に起因する台帳の内容変更を届け出た場合、及び占用業者等から台帳の閲覧を申請された場合も、これに対応すること。

なお、修正あたっては、「九州地方整備局電線共同溝管理規程」（資料5）、「九州地方整備局電線共同溝保安細則」（資料6）、「九州地方整備局電線共同溝管理台帳作成要領」（資料7-1）に準拠すること。

4. 維持管理業務に係る調整業務

(1) 一般事項

本業務は、占用業者等と必要な調整を行い、円滑な維持管理業務の遂行を実施することを目的とする。

(2) 業務計画

事業者は、調整業務（維持管理段階）実施について、業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、九州地方整備局へ提出する。

(3) 要求水準

a） 協議・調整

事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等に係る調整、管路利用の管理に際して、占用業者等と必要な協議・調整を行うこと。

事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、占用業者等との各種会議を活用しつつ進捗管理を行うこと。また、抜柱・入線についての進捗状況について、適宜九州地方整備局に報告を行うこと。

事業者が行う管路利用の管理とは、占用業者等の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務とする。

なお、維持管理業務に係る調整業務については、事業の効率化を図るため、工事業務に係る調整業務で実施してもよい。

b） 業務の範囲

工事完了後に行う入線及び抜柱に関する業務範囲を下表に示す。事業者は、設計した連系設備整備、入線及び抜柱までを計画的に実施するため、占用業者等及び関係機関と実施工程の調整及び管理を行い、各年度の上半期中に翌年度の実施箇所や実施時期を九州地方整備局と調整すること。申請許可等の手続き及び実施に関する業務は九州地方整備局と占用業者等で直接行う。

表-5 入線及び抜柱に関する業務範囲一覧表

担当	協議・調整	申請・受理	承認	実施	連絡・報告
九州地方整備局	－	○：受理	○	－	－
事業者	○	－	－	－	○：報告
占用業者等	○	○：申請	－	○	－

c） 連絡・報告

事業者は、占用業者等及び関係機関と必要な協議・調整を行った際は、九州地方整備局に連絡・報告を行うこと。

d） 抜柱完了時期

抜柱は、本施設の完成（引渡）検査の日から 2 年以内に占用者に完了させること。

なお、2 年以内に完了が困難な場合は、九州地方整備局と協議して対応すること。

資料１　用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。

ア　「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

イ　「本事業」とは、「事業契約書等」及び「PFI 法」に基づいて実施する国道 3 号　大窪地区電線共同溝 PFI 事業」をいう。

ウ　「事業者」とは、本事業を実施する民間事業者をいう。

エ　「本施設」とは、本契約に基づいて「事業者」が「各業務」を実施する、電線共同溝及び道路・道路附属物をいう。

オ　「要求水準」とは、「九州地方整備局」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める水準をいう。なお、「事業計画書」に記載された提案内容が「要求水準書」に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。

カ　「各業務」とは、「設計業務」、「工事業務」及び「維持管理業務」をいう。

キ　「事業期間」とは、本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は令和 28 年 3 月 31 日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。

ク　「事業年度」とは、「事業期間」中の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間とし、初年度については、事業契約の締結日から最初に到来する 3 月 31 日までとする。

ケ　「設計業務」とは、「本施設」の設計並びに必要な一切の調査、申請及び届出等に関する業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」に記載のある設計業務によるものとする。

コ　「既存ストック」とは、発注者又は占有者が所有する管路・マンホール（電力、通信）等の既存施設をいう。

サ　「設計図書」とは、「要求水準書」に基づき、「事業者」が作成する詳細設計修正図書その他「本施設」の設計に係る一切の書類をいう。

シ　「整備」とは、電線共同溝等の設計及び工事を合わせたものをいう。

ス　「工事監理業務」とは、「本施設」の建設工事に対する工事監理に係る業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。

セ　「工事監理業務報告書」とは、「工事監理業務」に関する報告書をいい、その内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。

ソ　「施工計画」とは、「本施設」の施工に関する計画をいい、その内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。

タ　「維持管理業務」とは、「電線共同溝」の性能及び機能を適正に維持管理するための業務をいい、その業務内容の詳細については「要求水準書」によるものとする。

チ　「調整業務」とは、「設計業務」、「工事業務」及び「維持管理業務」の「各業務」において、関係機関や地元住民、利害関係者との調整を行うための業務をいう。

ツ　「補修」とは、「電線共同溝施設」の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状、又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

テ　「点検」とは、「電線共同溝施設」の機能の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常、又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を講じることの判断を含む。

ト　「貸与図面等」とは、「九州地方整備局」が「事業者」に貸与する「電線共同溝施設」の管理に係る図面及び資料をいう。

ナ　「交通管理者」とは、交通規制標識･信号機等の道路利用者の通行管理を行う者（警察）をいう。

ニ　「占用業者等」とは、本施設を占用利用する目的を持つ、電力・通信等の各電線を所有・運用する者をいう。

ヌ　「法令等」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。

ネ　「法令等の変更等」とは、本契約の締結時点における既存の「法令等」の変更若しくは廃止又は新たな「法令等」の新設をいう。

ノ　「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲外のもの（入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、「九州地方整備局」又は「事業者」のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、「法令等の変更等」は、「不可抗力」に含まれない。

資料２　事業対象位置図

位　　置　　図

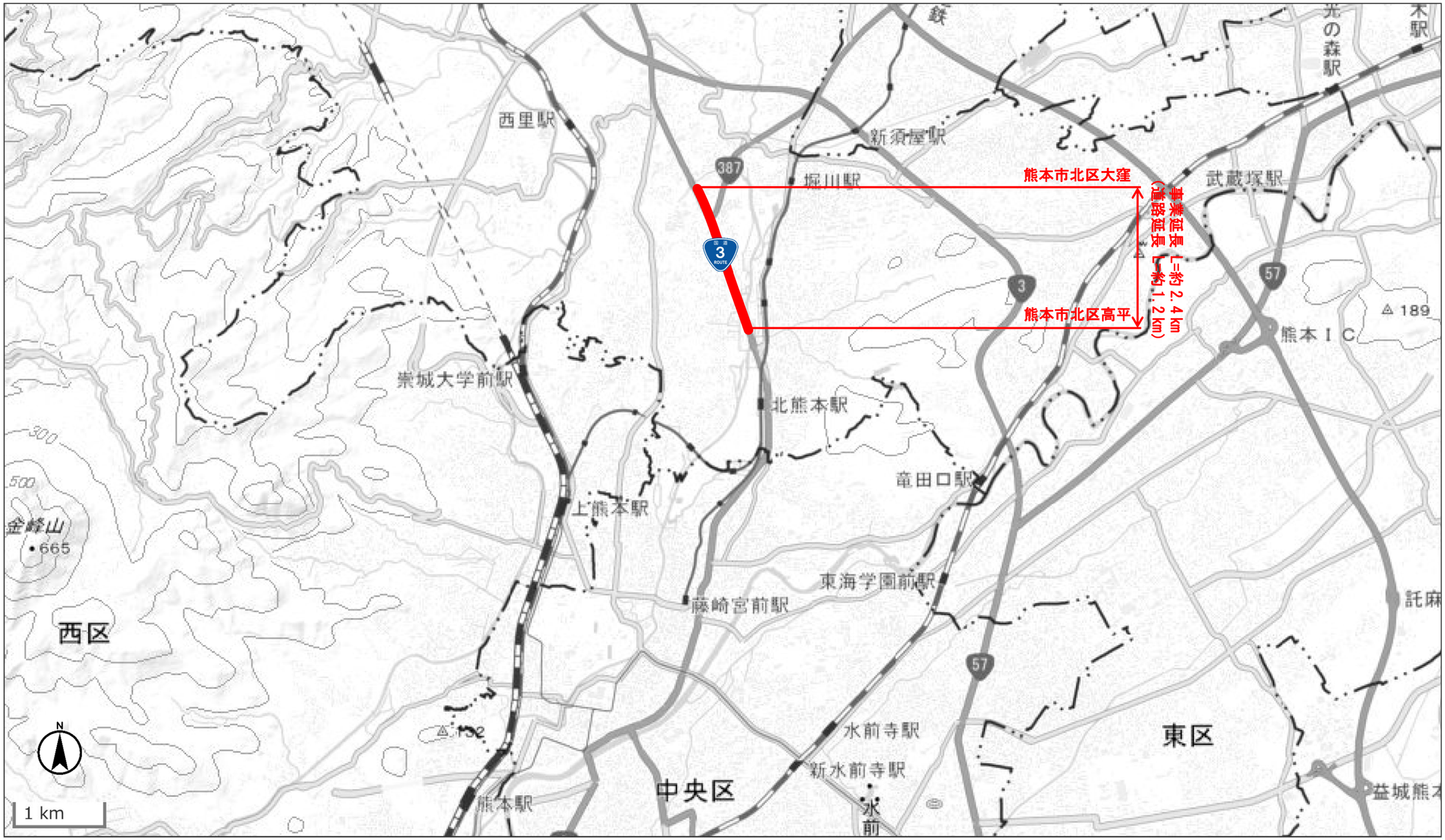

資料 3-1　事業対象区域図（設計業務・工事業務・工事監理業務・所有権移転業務）

■平面図

本事業は PFI 手法により、民間活力を導入して整備。
〈事業内容〉
ア 設計業務
イ 工事業務
ウ 工事監理業務
エ 所有権移転業務
※調整業務は、アとイに含まれる

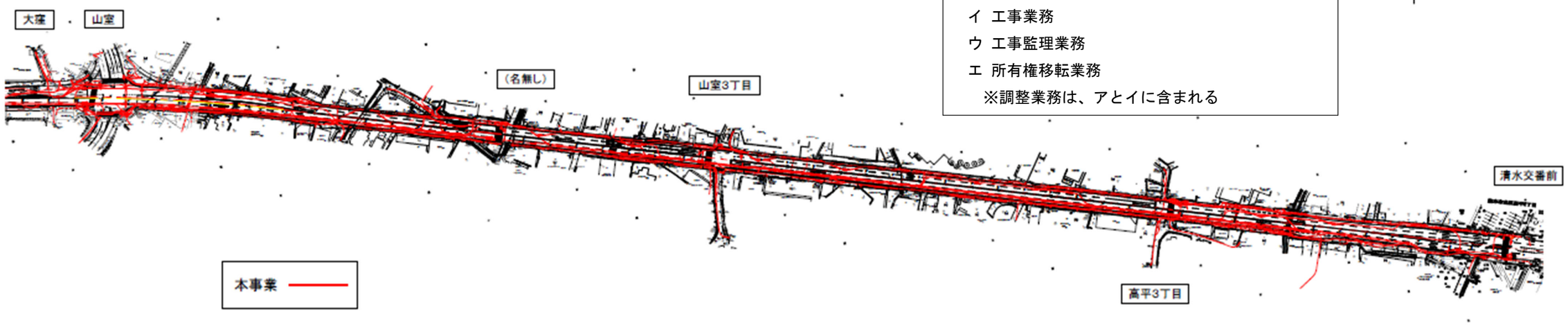

■標準断面図

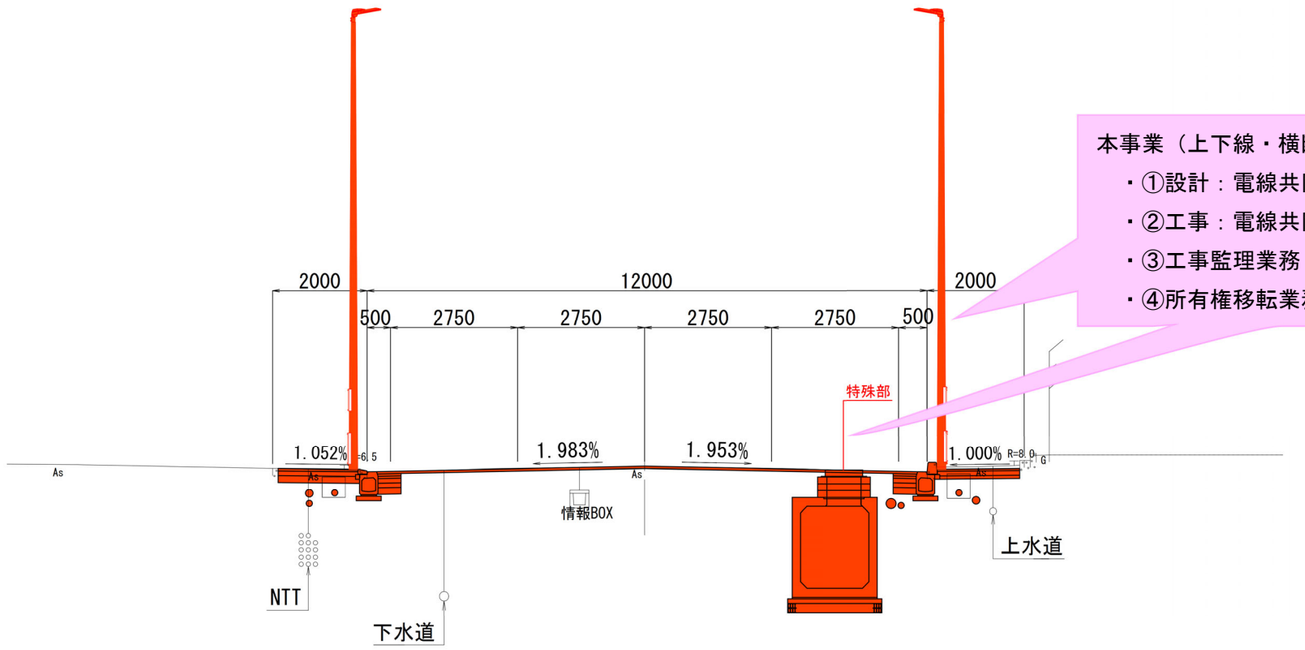

本事業（上下線・横断部）
・①設計：電線共同溝、道路、道路付属物
・②工事：電線共同溝、道路、道路附属物
・③工事監理業務：電線共同溝、道路、道路附属物
・④所有権移転業務：電線共同溝

資料 3-2　事業対象区域図（維持管理業務）

■平面図

本事業は PFI 手法により、民間活力を導入して整備。
〈事業内容〉
オ 維持管理業務
※調整業務は、オに含まれる

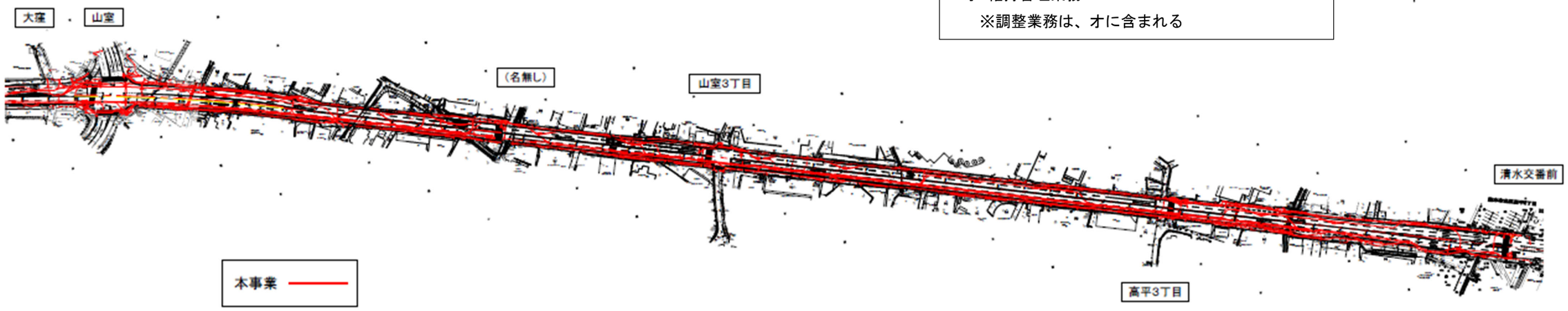

■標準断面図

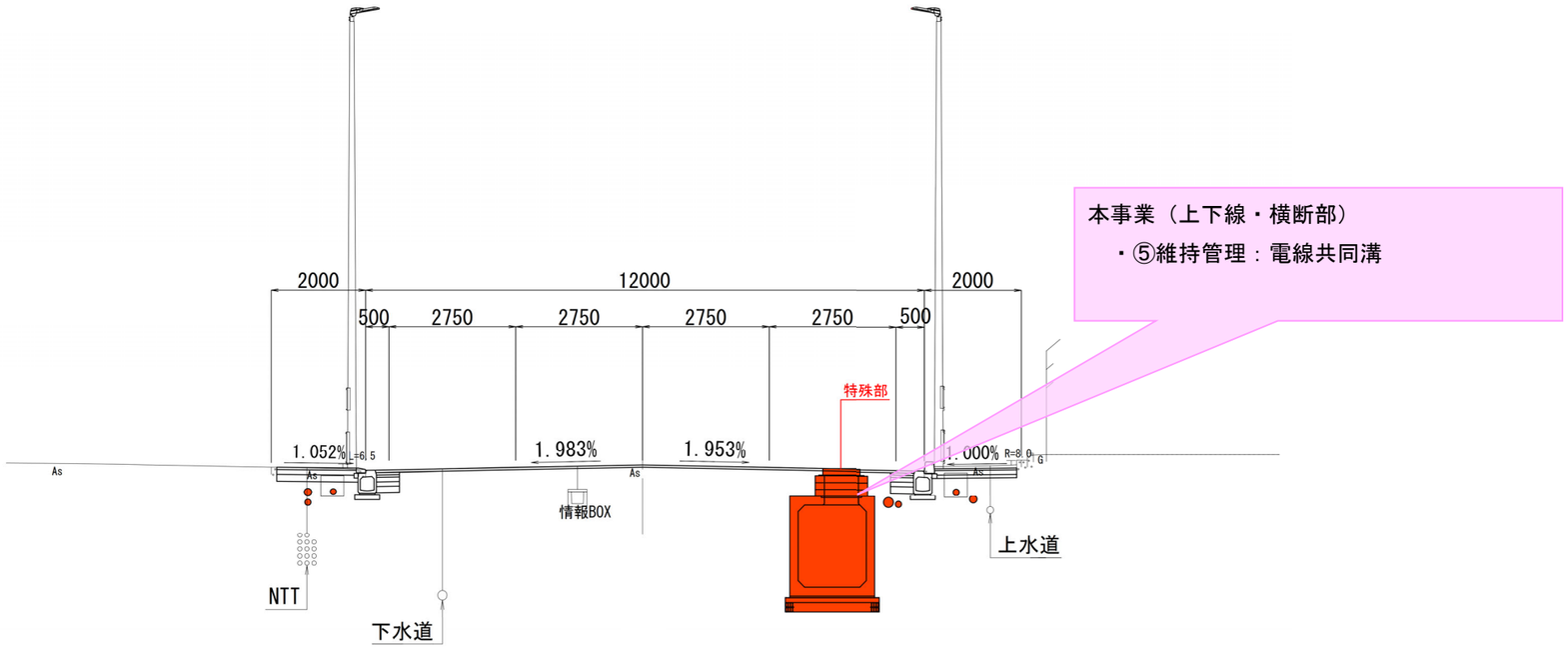

資料４　道路仮復旧及び本復旧舗装構成図

舗 装 工 構 造 図

舗 装 工

歩道部

一般部

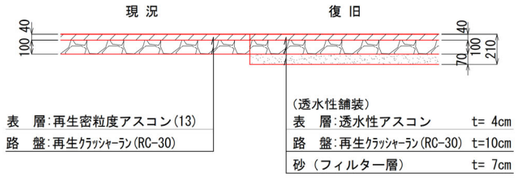

車道部

2層切削オーバーレイ舗装

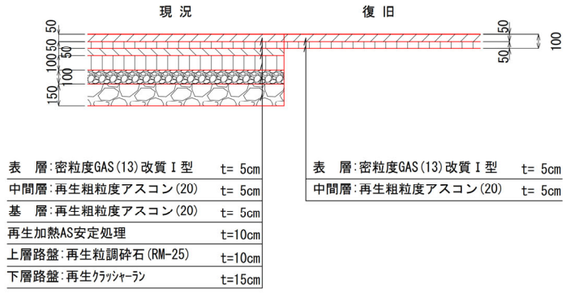

乗入部Ⅰ型部

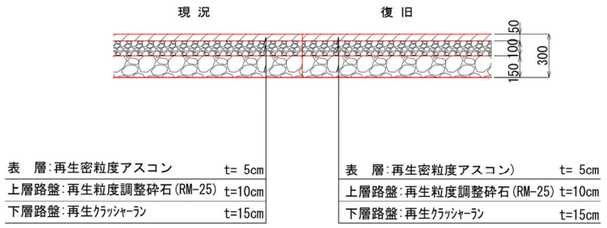

乗入部Ⅱ型部

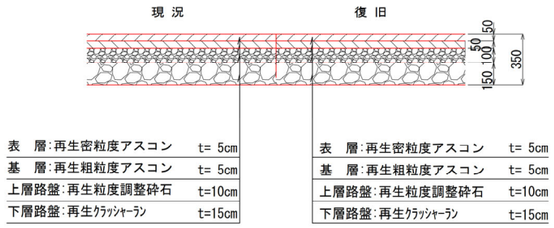

乗入部Ⅲ型部

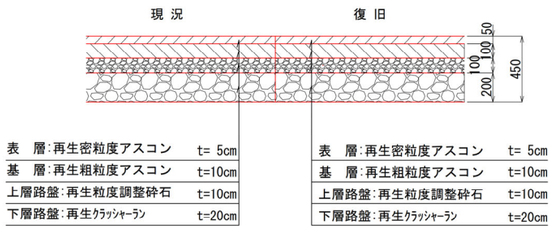

仮 舗 装 工

歩道部(仮復旧断面)

一般部

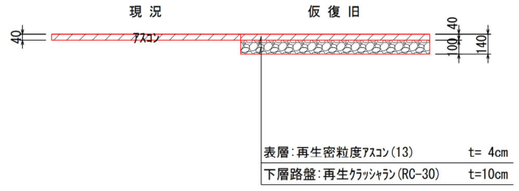

車道部(仮復旧断面)

一般部

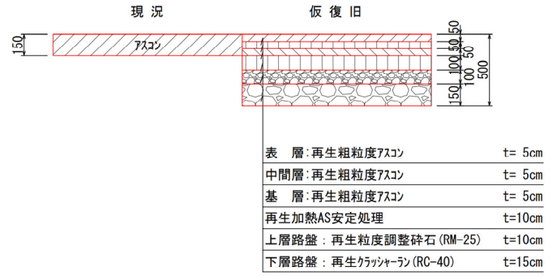

乗入部Ⅰ型部

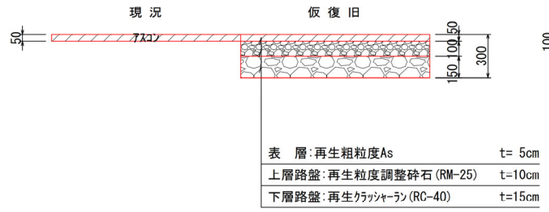

乗入部Ⅱ型部

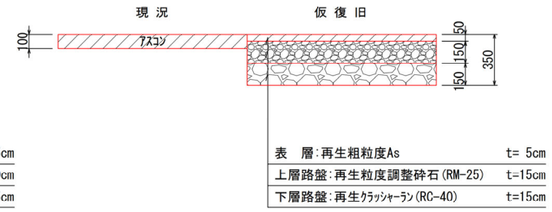

乗入部Ⅲ型部

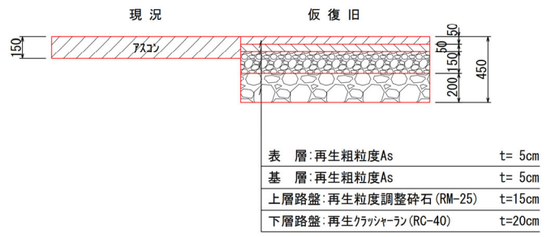

※施工時には、道路設計における舗装構成を再確認し施工を行うこと。
※施工時の舗装復旧構成については、協議を行うこと。
※管路の土被りが基準値に満たない場合は、防護工を施すものとする。

資料５　九州地方整備局電線共同溝管理規程

九州地方整備局電線共同溝管理規程

（目的）

第１条　この規程は、国土交通省九州地方整備局長（以下「道路管理者」という。）が管理する電線共同溝に関し、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年 3 月 23 日法律第 39 号、以下「法」という。） 第 18 条の規定に基づき、その構造の保全及び管理費用の負担に関する事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に関する事項、その他電線共同溝の管理に関する必要な事項を定め、もって電線共同溝の安全かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に掲げるところによるものとする。

一　「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。

二　「道路設備」とは、道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設する電線、 通信線及び取付け金具等をいう。

三　「占用物件」とは、電線共同溝に敷設する道路設備以外のものをいう。

四　「附帯設備」とは、占用物件に附帯して、電線共同溝に設置する受金物等の施設をいう。

五　「占用者」とは、前号の占用物件の敷設に関して道路管理者から法第 10 条に基づく許可を受けた者をいう。

六　「収容物件」とは、道路設備及び占用物件をいう。

七　「占用工事」とは、占用物件に係る工事をいう。

（管理区分）

第３条　電線共同溝及び道路設備は道路管理者が、占用物件及び附帯設備は占用者が、それぞれ管理する。

（台帳の作成及び保管）

第４条　道路管理者は、円滑な管理運営を図るため電線共同溝管理台帳（以下「台帳」という。）を作成し、保管するものとする。

台帳に記入すべき事項は、次のとおりとする。

一　電線共同溝の位置、規模及び構造

二　収容物件の敷設状況

三　収容物件の種類、敷設工事着手年月日及び完了年月日

四　収容物件の管理者名、連絡先

五　その他必要事項

２　占用者は台帳を閲覧することができる。

３　道路管理者は、自己に起因して台帳の内容に変更が生じたときには、すみやかに台帳を変更するものとする。又、占用者に関係のあるものについては、すみやかに占用者にその旨を通知するものとする。

４　占用者は、自己に起因して台帳の内容に変更が生じたときには、すみやかにその内容を道路管理者に届け出なければならない。

５　前項により届出を受けた道路管理者は、届出を受けた内容を審査のうえ、自ら保有する台帳の

変更を行なうものとする。又、他の占用者に関係のあるものについては、その旨をすみやかに通知するものとする。

（収容物件の明示）

第５条　道路管理者及び占用者は、収容物件に管理者名又はシンボルマーク、敷設年、電圧（電気事業法の規定に基づいて設ける電線に限る）等を明示する。

（工事の承認）

第６条　占用者は、電線共同溝入線後に撤去又は電線の入替等の占用工事を施行しようとするときには、電線共同溝占用工事施行承認申請書（様式－１）を道路管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項に規定する申請が承認された際には、電線共同溝入溝計画書（様式－２）を道路管理者に提出するものとする。

（工事の施行）

第７条　道路管理者は、道路法第 24 条に係る工事及び占用者以外が行う道路法第 32 条に係る工事等（以下「道路法第 24 条工事等」という。）の施行により、電線共同溝又は占用物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、道路法第 24 条工事等を施行する者に必要な措置を講じさせなければならない。

２　道路管理者が電線共同溝内において工事を施行する場合、他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、事前にその収容物件の管理者と協議し、必要に応じてその立会を求めるものとする。

３　占用者は、占用工事等の際に電線共同溝の構造及び他の収容物件に影響を及ぼさないために必要な措置を講じなければならない。

４　占用者は、占用工事等が他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、その収容物件の管理者と協議し、必要に応じてその立会を求めるものとする。

５　占用者は、占用工事等に伴い附帯設備の設置等が必要となった場合は、道路管理者と協議するものとする。

６　占用者は、承認を得た工事等が完了したときには、道路管理者に電線共同溝占用工事完了届（様式－３）を提出しなければならない。

（電線共同溝への入溝）

第８条　占用物件の保守管理等を行うために占用者が電線共同溝に入溝する場合で工事を伴わない場合は、占用者は道路管理者に電線共同溝入溝承認申請書（様式－４）を提出し、その承認を受けなければならない。

２　緊急を要する場合にあっては、占用者は当該電線共同溝の存する区間を管轄する出張所の長（以下「出張所長」という。）に連絡し、その指示に従って入溝できるものとし、事後すみやかに電線共同溝緊急入溝報告書（様式－５）を提出し、作業内容の確認を受けなければならない。

（自らが直接工事、作業を行わない場合の責務）

第９条　道路管理者及び占用者は、電線共同溝内で行う工事等を請負等により施行させる場合は、当該工事等を道路管理者又は占用者に代わって行う者（以下「請負者等」という。）に次の事項を遵守するよう徹底しなければならない。

一　本規程及び本規程に基づき定められた細則（以下「規程等」という。）のうち入溝手続き、事故防止に係る規程を熟知し遵守すること。

二　工事等を行うときは、規程等の写しを携行すること。占用に係る工事であるときは、当該工事等に係る占用の許可書等の写しも携行すること。

三　緊急時の連絡体制を確立すること。

２　道路管理者及び占用者は、請負者等の行う工事等について適切な監督を行い、電線共同溝及び収容物件の構造の保全と事故防止に努めなければならない。

3　電線共同溝内で行う工事等を請負等により施行させる場合の請負者等の義務は、規程等に定める道路管理者又は占用者の義務を準用するものとする。

（点検及び通報の義務）

第10条　道路管理者及び占用者は、必要に応じ巡視又は点検を行い、自己の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。

2　道路管理者及び占用者は、巡視や点検の際に電線共同溝や収容物件等に異常を発見した場合、又は工事等の際に電線共同溝や収容物件等を損傷した場合は、直ちに関係者に通報するとともに、収容物件の保持に必要な措置を講ずるものとする。

3　前項の場合、当該物件占用者は措置完了後、直ちに道路管理者に事故報告書（様式－６）を提出しなければならない。

（費用の負担）

第11条　電線共同溝の管理に要する費用については、次の各項に定めるところにより負担するものとする。

電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に要する費用は当該工事等に直接必要な工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費の合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占用者がそれぞれ負担するものとする。

事後入溝の占用者の場合は、上記電線共同溝の建設に要した額は「占用負担金」として算出する。

ただし、道路管理者は、この規程によることができない場合又は著しく公平を欠くと認める場合には、占用者の意見を聴取し、別に占用者が負担する額を定めることができる。

2　前項により算出した占用者の負担額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3　道路管理者及び占用者は、電線共同溝及び収容物件等に損害を与えた場合の復旧費は、第１項の規程にかかわらずその原因者の負担とする。

4　電線共同溝完成後の新たな占用許可を除き特定の占用者の必要により生じた電線共同溝及び収容物件の改築及び移設等に要する一切の費用は、第１項の規程にかかわらずその原因者の負担とする。また、第三者の要請により電線共同溝及び収容物件の改築及び移設を行う場合の費用は原則として第三者負担とする。ただし、真にやむを得ない場合は、電線共同溝及び道路設備に関するものは道路管理者の負担とし、占用物件及び附帯設備に関するものは占用者の負担を原則とする。

5　占用者は第１項により負担する額並びに「道路整備特別会計における附帯工事事務取扱要綱」に基づき算出する船舶及び機械器具費、営繕宿舎費及び事務費の合計額（以下「負担金」という。）を負担するものとする。

6　占用者は、道路管理者の発する費用負担命令に基づき歳入徴収官九州地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、負担金を納入するものとする。

道路管理者は、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の工事完了後速やかに占用者が納入した負担金を精算するものとする。

7　道路管理者は、負担金の徴収に際しては事前に占用者と協議するものとする。

8　道路管理者が徴収する負担金は毎会計年度末に精算するものとする。

ただし、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の工事で完了の都度精算できるものについては、その都度精算する事ができる。

（損害又は紛争の処理）

第12条　収容物件の設置、管理の瑕疵又は工事等に起因して第三者（道路管理者及び占用者を含

む。）に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなければならない。ただし、地上機器の移設要請等があった場合の対応は、道路管理者と占用者は協力して問題解決にあたるものとする。

（関係法令の遵守）

第 13 条　道路管理者及び占用者は、前各条の規程により作業等を実施しようとする場合は、本規程によるほか関連法令等を遵守しなければならない。

（道路管理者への届出等）

第 14 条　この規程の定めによる道路管理者への承認、申請、届出、報告等は、所定の様式により出張所長を経由して行うものとする。

（保安細則）

第 15 条　道路管理者は、保安、防災上特に必要な事項について、電線共同溝に関する保安細則を定めることができる。

（規程に関する義務等）

第 16 条　この規程に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占用者が協議するものとする。

附　則

この規程は、平成２１年５月２５日から施行する。

様式－１

電線共同溝占用工事施行承認申請書

第　　号
令和　　年　　月　　日

九州地方整備局長　殿

占用者名　　印
担 当 者
Ｔ Ｅ Ｌ

占用物件に係る下記の工事を施行したいので、九州地方整備局電線共同溝管理規程第６条に基づく承認を得たく申請します。

記

目　　的			
路　線　名	一般国道　　号	電線共同溝名	
場　　所	自：　　至：　　（上り線・下り線）		
工 事 期 間	令和　年　月　日から　　令和　年　月　日まで		
工　事　名			
工 事 内 容			
規 模 数 量			
添付図面等			

○添付図面等：工事の概要を示す書類、 図面を必要に応じ添付すること。

電線共同溝占用工事施行承認書

上記申請について、下記条件を付して、これを承認する。

記

１．当該電線共同溝管理規程及び保安細則を遵守すること。
２．事故等異常が発生したときには、速やかに別添の緊急連絡系統図により当出張所及び関係者に連絡すること。

国九整○○○第　　号
令和　　年　　月　　日
九 州 地 方 整 備 局 長

様式－２

電線共同溝入溝計画書

令和　　年　　月　　日

九州地方整備局長 殿

会社名
住　所
氏　名　　印
ＴＥＬ

令和　年　月　日付け国九整○第　　号で承認を得た電線共同溝内の占用工事に係る入溝について、九州地方整備局電線共同溝管理規程第６条第２項に基づき提出します。

記

１．入溝箇所　　路線名　一般国道　　号（電線共同溝名　　）
　　場　所　自：　　至：　　（上り線・下り線）

２．入溝目的

３．期　　間　　令和　　年　　月　　日　　時　　分から
　　令和　　年　　月　　日　　時　　分まで
　　監督責任者

４．入溝者等　　入溝責任者
　　会社名
　　住　所
　　氏　名
　　ＴＥＬ
　　入溝総人数　　名

５．火気使用　　（１）あ　り　　「防火責任者　　」
　　（２）な　し

様式－３

電線共同溝占用工事完了届

第　　号
令和　　年　　月　　日

九州地方整備局長 殿

占用者名　　印
担 当 者
Ｔ Ｅ Ｌ

令和　　年　　月　　日付け国九整○○第　　号で承認を得た工事は、下記のとおり完了したので届け出ます。

記

１．目　　的

２．工 事 名

３．場　　所

４．工事内容

５．工事期間　　令和　　年　　月　　日　着手
　　令和　　年　　月　　日　完了

６．そ の 他

上記工事について検査した結果、当該工事が完了したことを確認しました。

令和　　年　　月　　日

九州地方整備局長 殿

○○出張所長　印

［確認者氏名　　］

様式－４

電線共同溝入溝承認申請書

令和　　年　　月　　日

九州地方整備局長 殿

会社名
住　所
氏　名　　印
ＴＥＬ

下記のとおり電線共同溝に入溝したいので九州地方整備局電線共同溝管理規程第８条に基づく承認を得たく申請します。

記

１．入溝箇所　　路線名　一般国道　　号（電線共同溝名　　）
　　場　所　自：　　至：　　（上り線・下り線）
２．入溝目的
３．期　　間　　令和　　年　　月　　日　　時　　分から
　　令和　　年　　月　　日　　時　　分まで
４．入溝者等　　監督責任者
　　入溝責任者
　　会社名
　　住　所
　　氏　名
　　ＴＥＬ
　　入溝総人数　　名
５．火気使用　　（１）あ　り　　「防火責任者　　」
　　（２）な　し

電線共同溝入溝承認書

上記申請について、下記条件を付して、これを承認する。

記

１．当該電線共同溝管理規程及び保安細則を遵守すること。
２．事故等異常が発生したときには、速やかに別添の緊急連絡系統図により当出張所及び関係者に連絡すること。

令和　　年　　月　　日
○　○　○　出　張　所　長

様式－５

電線共同溝緊急入溝報告書

令和　　年　　月　　日

○ ○ 出 張 所 長　殿

会社名
住　所
氏　名　　印
ＴＥＬ

令和　　年　　月　　日　　時　　分に緊急連絡を行い、電線共同溝に入溝したので下記のとおり報告します。

記

１．入溝箇所　　路線名　一般国道　　号（電線共同溝名　　）
　　場　所　自：　　至：　　（上り線・下り線）

２．入溝目的等　　(1)　目　　的
　　(2)　異状の内容
　　(3)　措置の内容

３．期　　間　　令和　　年　　月　　日　　時　　分から
　　令和　　年　　月　　日　　時　　分まで

４．入溝者等　　監督責任者
　　入溝責任者
　　会社名
　　住　所
　　氏　名
　　ＴＥＬ
　　入溝総人数　　名

５．火気使用　　あ　り　　「防火責任者　　」
　　な　し

確認書

令和　　年　　月　　日

上記工事について、これを確認しました。

九州地方整備局長 殿

○○出張所長　印

［確認者氏名　　］

様式－６

事　故　報　告　書

第　　号
平成　　年　　月　　日

九州地方整備局長　殿

会社名
住　所
氏　名
ＴＥＬ

下記のとおり報告します。

路線名・箇所	一般国道　　号　（電線共同溝名　　）　・場　所		
事故発生日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分		
事故処理終了日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分		
他の占用者への影響	なし・あり （占用者名：　　） （TEL　　：　　）	他の占用者への連絡	済　・　未
事故の処理に携わった責任者	印　　TEL		
報告書の作成者	印　　TEL		
事故の状況			
処理の方法			
その他			
添付書類			

資料６　九州地方整備局電線共同溝保安細則

九州地方整備局電線共同溝保安細則

（目的）

第１条　この細則は、九州地方整備局電線共同溝管理規程（以下「規程」という。）第 15 条に基づき定めるもので、電線共同溝の保安、防災の徹底を図ることを目的とする。

（鍵の保管）

第２条　入溝に必要な鍵は、道路管理者が保管するものとする。

ただし、占用者は事故の発生時等緊急の場合に備え、あらかじめ電線共同溝に入溝するための鍵（以下「緊急用の鍵」という。）を道路管理者から貸与を受け保管することができるものとする。

２　占用者は緊急用の鍵の貸与を受けようとするときには、鍵の保管責任者を定め電線共同溝緊急用鍵貸与申請書（様式－①）を道路管理者に提出しなければならない。

（入溝時の措置）

第３条　入溝責任者は、入溝の際にはその都度、電線共同溝占用工事施行承認書又は電線共同溝入溝承認書の写しを携行し、電線共同溝鍵貸出簿（様式－②）に必要事項を記入し、当該電線共同溝の存する区間を管轄する出張所の長（以下「出張所長」という。）に鍵の貸与を申し出るものとする。

２　出張所長は、 鍵の貸与の申し出を受けたときには入溝者及び作業内容を確認のうえ鍵を貸与するものとする。

３　貸与を受けた鍵は出張所長に返納するまで入溝責任者が自ら保管しなければならない。

４　入溝責任者は、作業が完了したときには遅滞なく電線共同溝鍵貸出簿（様式－②）に必要事項を記入のうえ鍵を返納しなければならない。

５　電線共同溝に入溝したときは、電線共同溝入溝日誌（様式－③）に必要な事項を記載し、その都度出張所長に提出し確認を受けなければならない。

（作業時の措置）

第４条　電線共同溝内において作業等を行う場合には、関係法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　電線共同溝に入溝する場合は、入溝責任者を定めること。また、入溝責任者は常に電線共同溝占用工事施行承認書、電線共同溝入溝承認書又はその写し並びに緊急連絡系統図（図－１）を携行すること。

二　入溝者は、必ず保安帽、作業衣を着用するとともに、入溝責任者は、腕章（図－２）を着用すること。

三　入溝責任者は、作業に際し電線共同溝内のガスの有無を確認すること。

四　溝内での火気使用については、 道路管理者が承認した場合以外は使用しないこと。なお、火気使用にあたっては、消火器を携帯するものとする。

五　電線共同溝の入溝作業区域内は、禁煙とすること。

六　電線共同溝の構造及び他の収容物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。

七　電線共同溝に係る作業は、保安施設設置基準等に基づく措置を講じたうえ行うこと。なお電線共同溝の蓋を開けておく場合は、当該箇所に柵、工事標識を設けるとともに、原則として保安要員を配置し、夜間は赤色灯をつけるなど道路交通の危険防止に必要な措置を講ずること。

八　電線共同溝に係る作業は、道路の交通に著しい支障を及ぼさないように行うこと。

九　作業に伴う事故発生を未然に防止するよう万全の措置を講ずること。

十　作業完了後は、工事材料等をすみやかに搬出し、 作業区域内の掃除を行うこと。

（緊急時における通報）

第５条　道路管理者は電線共同溝ごとに緊急連絡系統図（図－１）を作成するものとし、占用者に周知するものとする。

電線共同溝において事故の発生又はそのおそれのある場合には、発見者は直ちに緊急連絡系統図 （図－１）に基づき通報しなければならない。

（溝内の清掃）

第６条　道路管理者は、溝内を常に清潔な状態に保持するため必要に応じ清掃を行うものとする。

（占用工事等の調整）

第７条　占用者は、工事等により電線共同溝に係る工事又は入溝を行おうとする場合は、緊急の場合を除き事前に道路管理者と作業の時期等について調整するものとする。

（細則に関する疑義等）

第８条　この細則に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、 道路管理者と占用者が協議するものとする。

附　則

この細則は、平成２１年５月２５日から施行する。

様式－①

電線共同溝緊急用鍵貸与申請書

第　　号
令和　　年　　月　　日

九州地方整備局長　殿

占用者名　　印
担 当 者
Ｔ Ｅ Ｌ

九州地方整備局電線共同溝保安細則第２条第１項ただし書きに基づき、電線共同溝の緊急用の鍵の貸与を申請します。

記

１．電線共同溝名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．鍵の保管責任者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＴＥＬ

記

電線共同溝緊急用鍵貸与承認書

令和　　年　　月　　日

上記申請について、下記の緊急用の鍵を貸与します。

記

１．　鍵の種類
２．　鍵の番号

国九整○第　　号
令和　　年　　月　　日
九州地方整備局長

上記緊急用の鍵を受領しました。　　保管責任者　　印

様式－②

電 線 共 同 溝 鍵 貸 出 薄

出張所

貸出機関	入溝責任者	承認番号	鍵の番号	電線共同溝名	入溝口番号	貸出日時	被貸与者	貸与責任者	返納日時	返納者	返納確認者
㈱○○ 福岡支店	○○　○○	国九整○○ 第　号	○○○	○○○地区 電線共同溝	○○○○	H21.○.○ 10:00	○○　○○	管理係長 ○○　○○	H21.○.○ 17:00	○○　○○	管理係長 ○○　○○

様式－③

電　線　共　同　溝　入　溝　日　誌

（平成　　年　　月　　日入溝分）　　No.

監督責任者

入溝責任者　　印

1．入　溝　状　況

路 線 名	一般国道　　号	場　所		距離標	ＫＰ　～　ＫＰ （上り・下り・横断）
ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ 番号		入溝時間	時　分　～　時　分	入溝内容	１．作業　２．工事 ３．巡回　４．その他

入　溝　主　務　者		立　会　者	
入溝責任者		道路管理者	
火気責任者		通信関係者	
		電力責任者	
		関係者	
	入　溝　人　員　　名	関係者	

2．特　記　事　項

3．チェックリスト

区分	No.		項　目	確　認
事前事項	1	○	工事の施工承認を受けたか	
	2	○	入溝の承認を受けたか	
	3	－	火気使用の承認を受けたか	
	4	○	管理規程及び保安細則を再確認したか	
	5	○	必要な立会者に立会要請したか	
一般事項	1	○	使用する鍵の番号はNo.	
	2	○	保安帽、作業服等の安全装備したか	
	3	×	非常用の灯具を準備したか	
	4	○	開口部の保安施設、要員は確保したか	
	5	○	他の占用物件等に損害を与えなかったか	
	6	○	禁煙を守ったか	
	7	○	器材が機内に放置してないか	
	8	○	継続工事の器材が整理されているか	
	9	○	作業終了時に作業区域の清掃をしたか	
	10	○	作業終了時に桝蓋の施錠はしたか	
	11	○	入溝日誌に記入漏れがないか	
特殊事項	1	○	酸欠測定器を準備したか	
	2	－	非常用消火器を準備したか	
	3	○	空気呼吸器を準備したか	
	4	○	防火シートを準備したか	

確認者

4．道路管理者特記事項

5．道路管理者確認

所　長				係　長	主　務

図－１

緊急連絡系統図

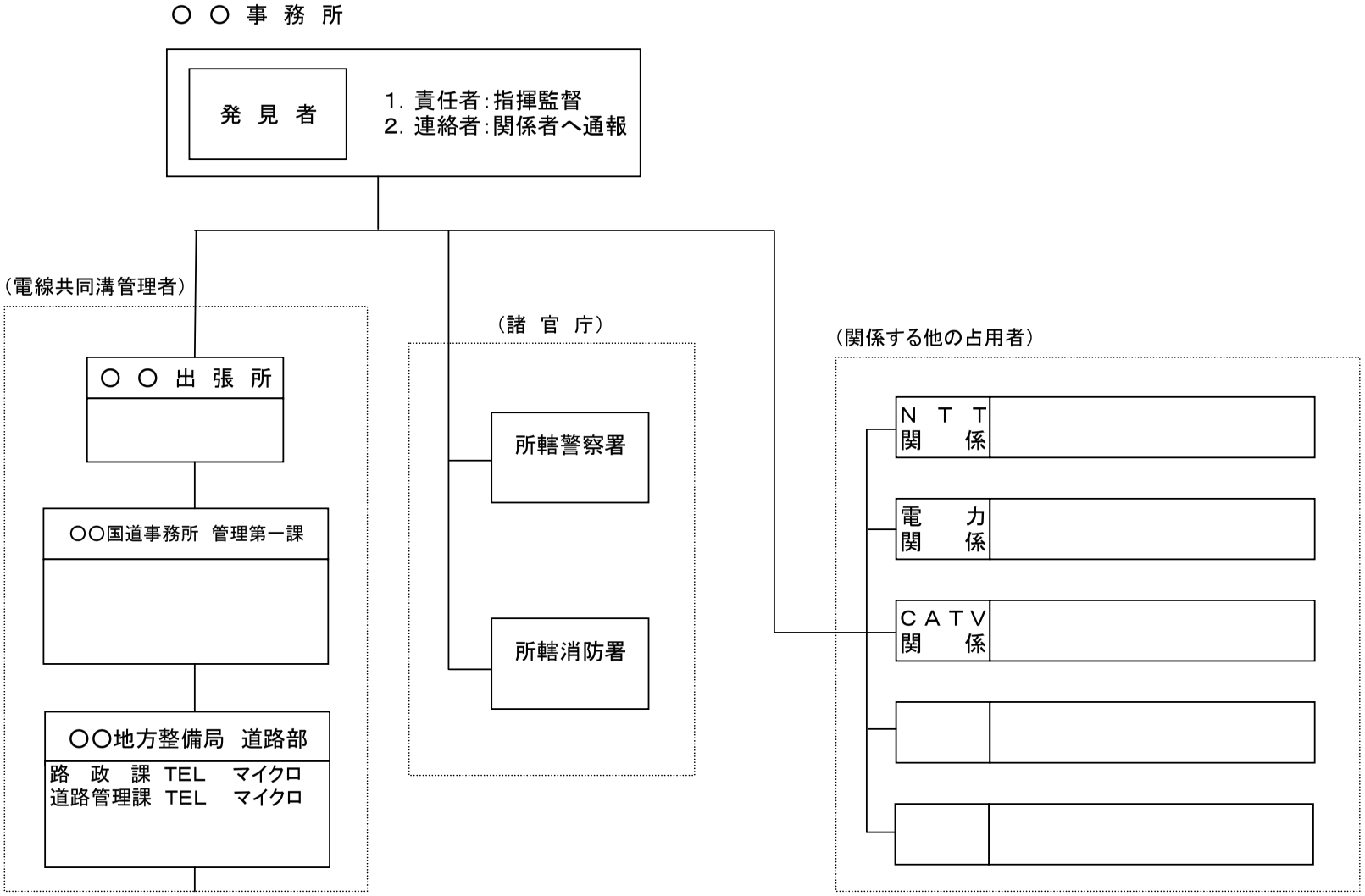
○ ○ 事 務 所
発 見 者
1. 責任者:指揮監督
2. 連絡者:関係者へ通報
（電線共同溝管理者）
○ ○ 出 張 所
○○国道事務所 管理第一課
○○地方整備局 道路部
路 政 課 TEL マイクロ
道路管理課 TEL マイクロ
（諸 官 庁）
所轄警察署
所轄消防署
（関係する他の占用者）
ＮＴＴ関係
電力関係
ＣＡＴＶ関係

図－２

腕　　章

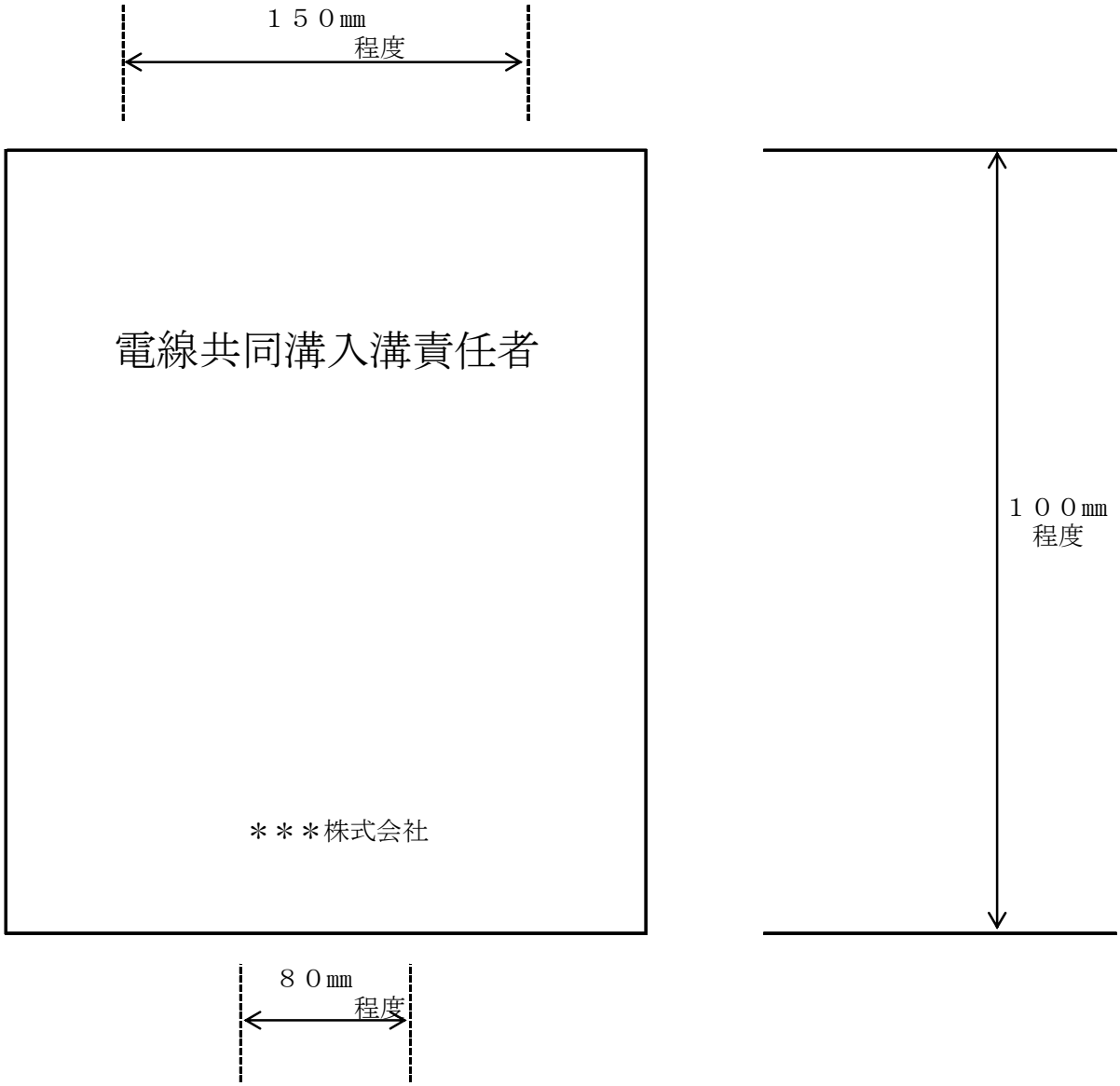

地　色　　黄

文　字　　黒

占用者において別に定めがある場合は、上記の腕章としないことができる。

資料 7-1　九州地方整備局電線共同溝管理台帳作成要領

九州地方整備局電線共同溝管理台帳作成要領

本作成要領は、九州地方整備局電線共同溝管理規程第４条に基づき道路管理者が作成する電線共同溝管理台帳について、以下のとおり定めるものである。

１．台帳の作成

電線共同溝管理台帳は、当該電線共同溝の完成と同時に作成するものとし、事務所及び管理担当出張所で各々保管するものとする。

また、記載事項等に変更が生じた場合は、速やかに道路管理者にて修正するものとする。

２．電線共同溝管理台帳

電線共同溝管理台帳は、以下の様式から構成するものとする。

① 総括表
② 位置図
③ 平面図
④ 縦断図
⑤ 横断図
⑥ 特殊区間構造図
⑦ 特殊部構造図
⑧ 特殊部管理台帳

① 総括表（様式１）

・九州地方整備局電線共同溝保安細則第４条に記載する緊急連絡系統図（図－１）を記載すること。

② 位置図（様式２）

・事業箇所全体が分かる図面とすること。
・縮尺は任意とする。

③ 平面図（様式３）

・工事完成図を基本として整理する。
・縮尺は 1:200～1:500 程度とする。
・必要に応じて現地調査等により補完すること。
・本体管路以外（連系引込管路、道路照明、信号の管路）も適切に記載すること。
・旧地形線は削除しておくことが望ましい。

④　縦断図（様式４）

・工事完成図を基本として整理する。

・必要に応じて現地調査等により補完すること。

⑤　横断図（様式５）

・工事完成図を基本として整理する。

⑥　特殊区間構造図（様式６）

・横断図の他に、浅層埋設区間、推進区間、橋梁・ﾄﾝﾈﾙ区間等の特殊区間の詳細構造があれば追加する。

・工事完成図を基本として整理する。

⑦　特殊部構造図（様式７）

・工事完成図を基本として整理する。

⑧　特殊部管理台帳（様式８－１、８－２）

・特殊部展開図を記載すること。

・必要に応じて現地調査等により補完すること。

３．その他

・本作成要領は、台帳を整備する際に最低限必要であると考えられる項目をまとめたものであり、必要に応じて事務所において内容の追加、様式の変更ができるものとする。

・また、台帳管理システムを構築する場合は、本作成要領の内容を網羅したものとすること。

資料 7-2　電線共同溝管理台帳総括表(様式－１)

電 線 共 同 溝 管 理 台 帳 総 括 表（様式－１）

作成例	△△国道事務所	整理番号	
	△△維持出張所	作成年月日	H00/00/00

名　　称	○○地区電線共同溝			
路　線　名	一般国道　3　号	指定告示年月日	：平成○○年○○月○○日	
		整備計画策定日	：平成○○年○○月○○日	
場　　所	自：　○○市××区△△１丁目	100　K　200		
	至：　○○市××区△△２丁目	101　K　700		
整備延長	総延長　1,000 m	上り　500 m	下り　500 m	
工事着手年月	平成　１７年　５月	設計年度 設計会社名	平成１４年度	○○技術コンサルタント（株）
本体完成年月	平成　１９年　５月		平成１５年度	
道路事業完了年月	平成　２０年　３月		平成１６年度	○○設計（株）
無電柱化完了年月	平成　２１年　３月		平成１７年度	
工事年度・工事業者名	平成１７年度	本体設置工事　○○建設㈱（H17・18）、□□工業㈱		
	平成１８年度	本体工事　△△道路㈱		
	平成１９年度	景観整備工事　△△道路㈱		

収容物件の種類・数量	管理者	種　類	規　格	数	量	占用許可年月日
	道路管理者	幹線		条	m	
		ローカル		条	m	
		照明		条	m	
	公安委員会	信号ケーブル		条	m	
	ＮＴＴ	配線系　メタル	0.4-200CJF-H	条	m	
		メタル	0.4-100CJF-H	条	m	
		光	20HF-W	条	m	
		予備管		条	m	
		引込　メタル	0.4-100CJF-H	条	m	
		光		条	m	
				条	m	
				条	m	
	○○電力㈱	高圧幹線	6.6kV CVT400	条	m	
		高圧供給	6.6kV CVT100	条	m	
		低圧幹線	CTQ 250/150	条	m	
		低圧引込線	CV14-2C	条	m	
		保安通信線	CPEV-SSP	条	m	
				条	m	
	△△通信ﾈｯﾄﾜｰｸ㈱	配線系　メタル	0.4-200CJF-H	条	m	
				条	m	
	○○メディア㈱	配線系　光		条	m	
				条	m	
	○○ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞ㈱	テレビ同軸線	7C-HFB	条	m	
			10C-HFB	条	m	
	㈱○○テレコム	テレビ同軸線	7C-HFB	条	m	
			10C-HFB	条	m	

管 路 標 準 横 断 図

通　信

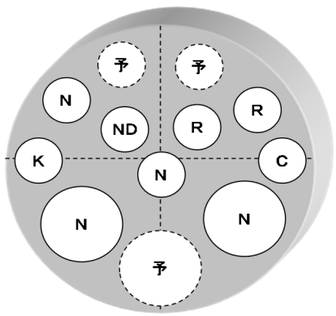

電　力

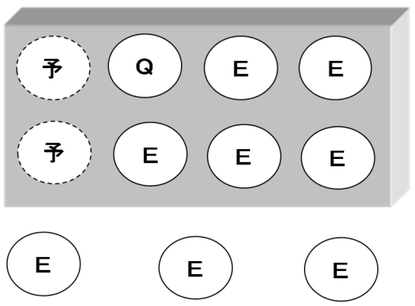

凡　例

- (E) 九州電力
- (Q) QTネット
- (N) NTT西日本
- (ND) NTTドコモ九州
- (CR) CRCCメディア
- (U) USEN
- (C) キャンシステム
- (K) 公安委員会
- (S) 照明
- (R) 道路管理者
- (予) 予備管

緊急連絡系統図

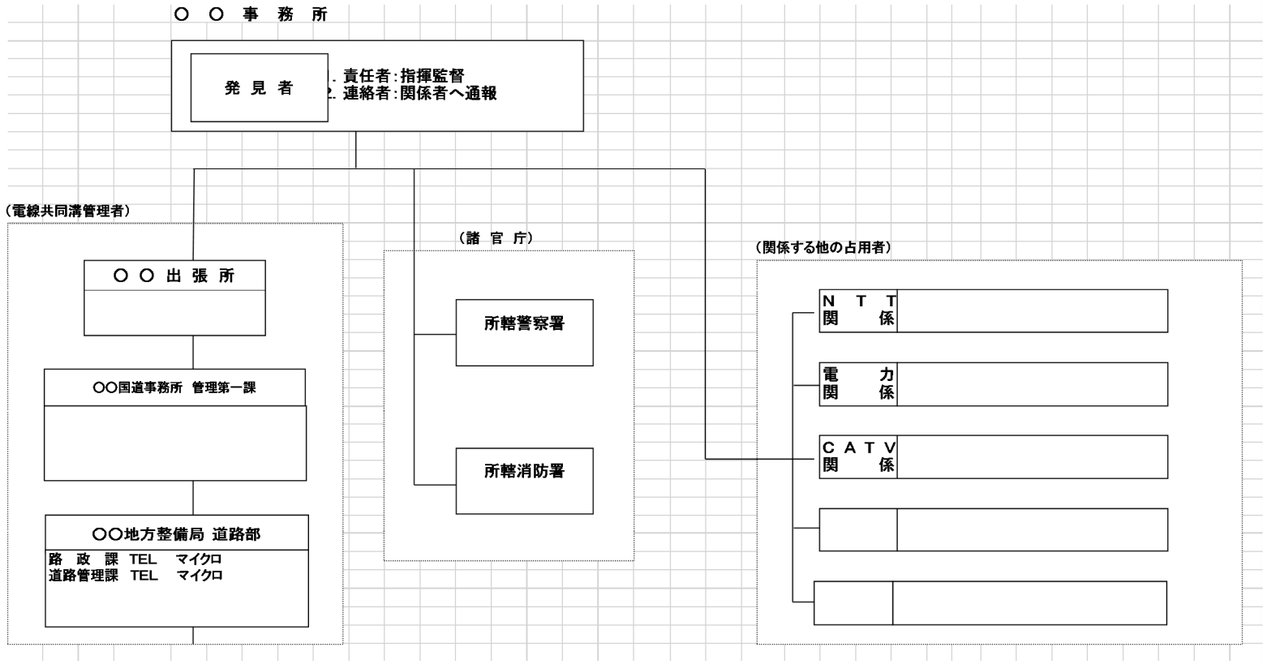

※九州地方整備局電線共同溝保安細則第4条に記載する緊急連絡系統図(図－1)を記載すること。

企　業　者	所　属　・　職　名	連絡先 昼間	連絡先 夜間	企　業　者	所　属　・　職　名	連絡先 昼間	連絡先 夜間
ＮＴＴ				○○市水道			
○○電力㈱				○○市下水道			
○○県警察交通規制課				○○ガス			
△△通信ネットワーク㈱							
○○メディア㈱							
○○ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞ㈱							
㈱○○テレコム							

補修履歴	補修年月	補　修　内　容	摘　要　(原因等)

参考事項	

資料 7-3　電線共同溝管理台帳総括表（様式２～５）

様式２

様式３

S=1:200

平　面　図

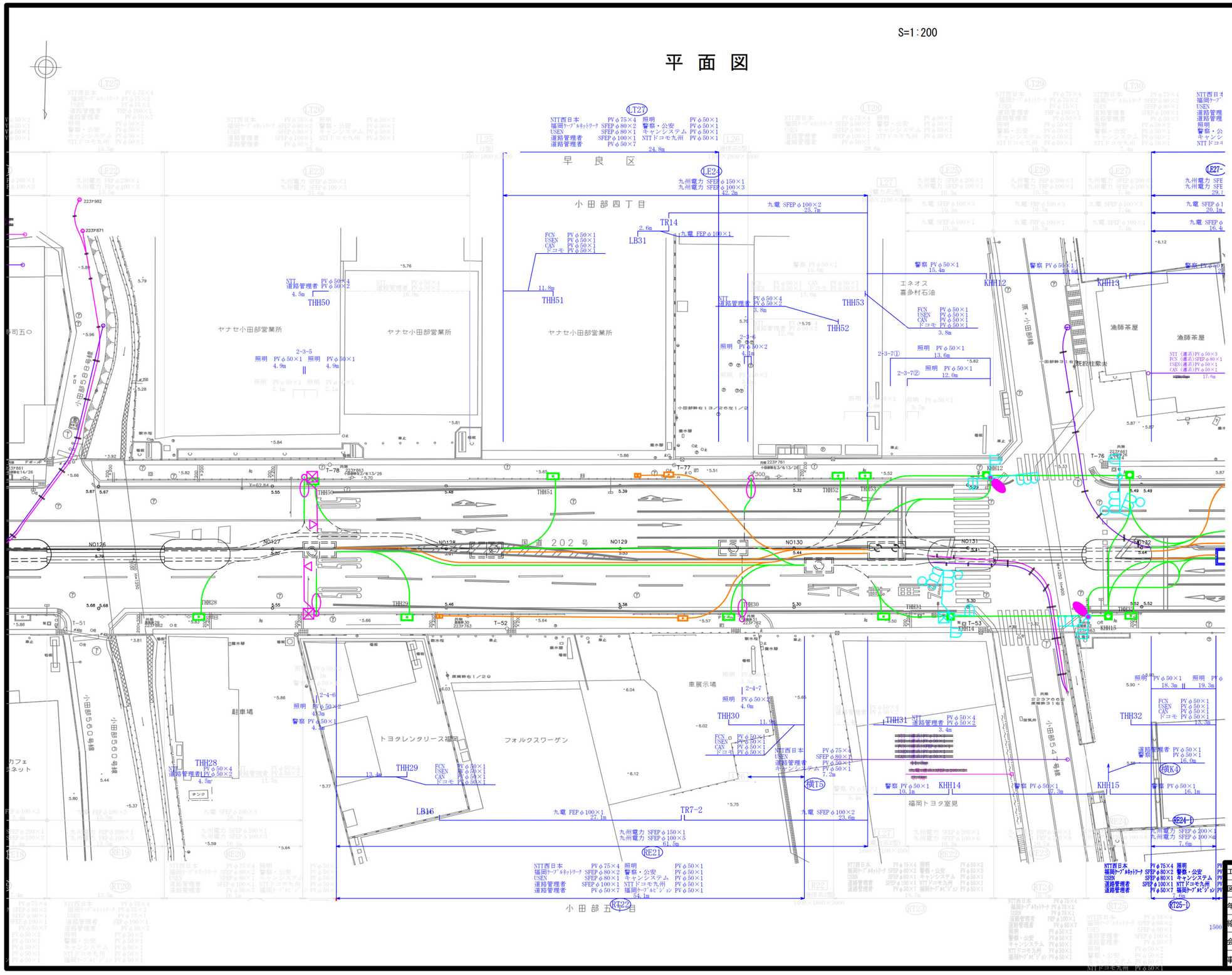

地下埋設物凡例

記　号	名　称
	下　水
	水　道
	ガ　ス
	Ｎ Ｔ Ｔ
	九　電

企業名称凡例

記号	名　称
E	九州電力
Q	九州通信ネットワーク
R	道路管理者
K	警察・公安
S	照明
N	NTT
T1	福岡ケーブルネットワーク
T2	福岡ケーブルビジョン
Y	USEN
C	キャンシステム
I	NTTドコモ九州

C.C.BOX凡例

記　号	名　称
	電力系管路（配電・QT）
	通信系管路（NTTなど）
	LB
	TR
	SWT
	1500×1800×3500（1型）
	950x1200x3000（電力用）
	1200×1800×3000（電力用）
	1500×1800×3500（電力用）
	1800×2100×4000（電力用）
	950x1200x3000（通信用）
	1400x1800x3000（歩道通信用）
	1400x1800x3000（車道通信用）
	600x900x1200（通信引込み用HH）
	600x900x600（警察用HH）

工事名			
図面名			
年月日	平成　年　月　日		
縮　尺	1:200	図面番号	37 葉之内 3
会社名			
事務所名			

様式４

縦断図

S= V=1:50 H=1:250

上り線電力５

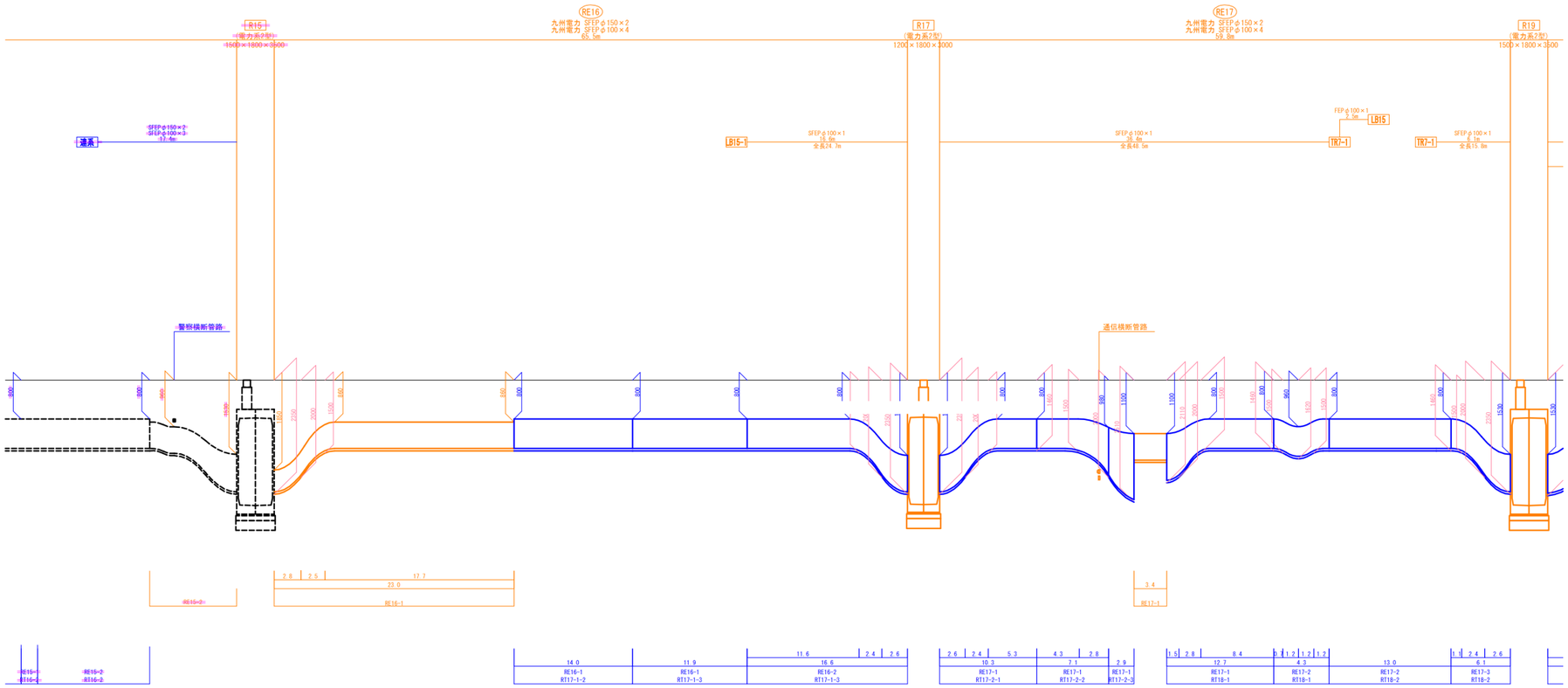

土被り	0.80	1.56	0.86	0.80	1.25	0.95	0.80	0.87
道路計画高	7.664	7.526	7.188	6.853	6.597	6.446	6.326	6.206
追加距離	2320.00	2340.00	2360.00	2380.00	2400.00	2420.00	2440.00	2460.00
単距離	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00
測点	NO.116	NO.117	NO.118	NO.119	NO.120	NO.121	NO.122	NO.123

工事名			
図面名	縦断図 (上り線電力5)		
年月日	平成 年 月 日		
尺度	V=1:50 H=1:250	図面番号	37 業之内 4
会社名			
事務所名			

様式５

横 断 図

S=1:100

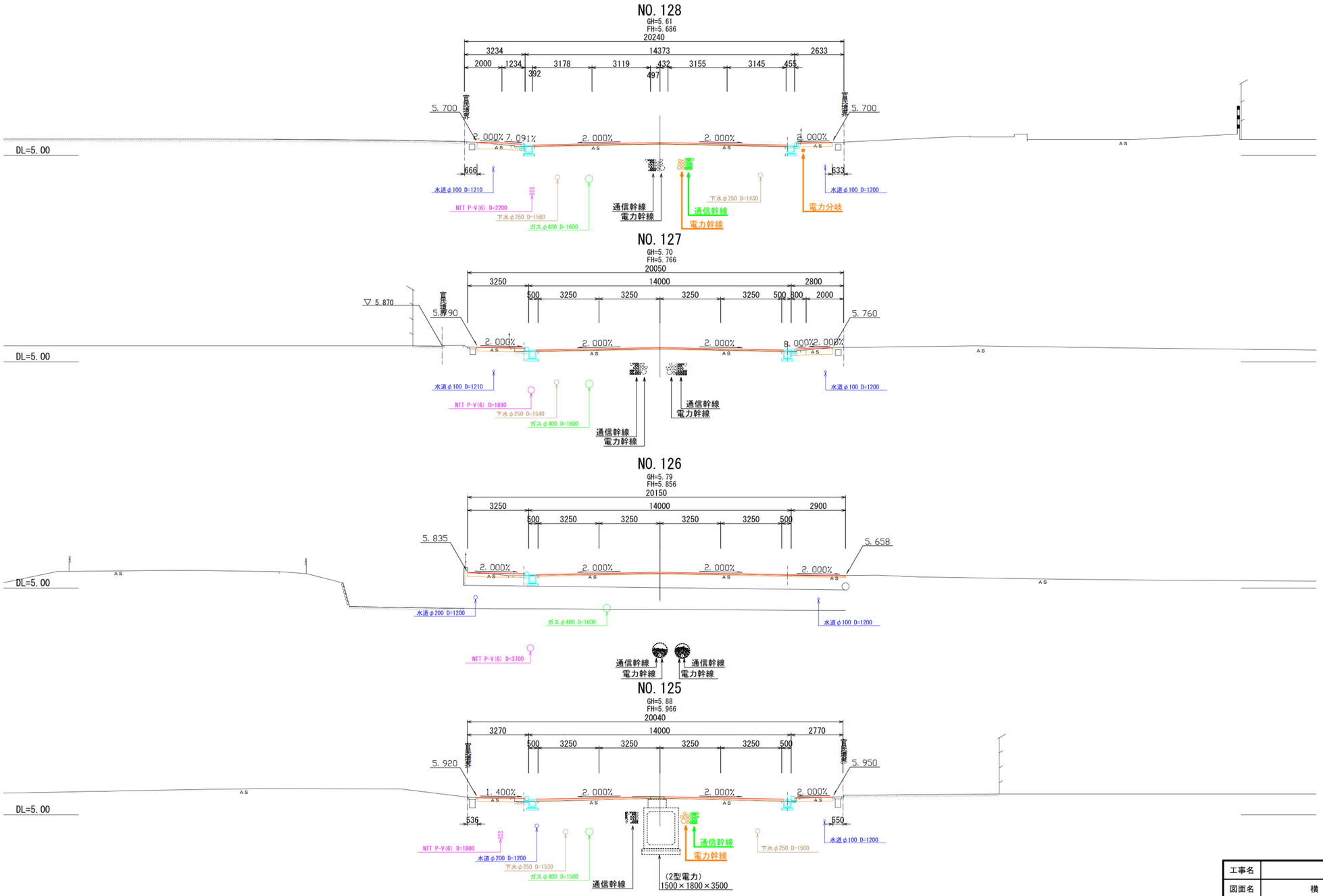

工事名			
図面名	横 断 図		
年月日	平成　　年　　月　　日		
尺　度	S=1:100	図面番号	37葉之内16
会社名			
事務所名			

資料 7-4　特殊部管理台帳（様式６－１）

特 殊 部 管 理 台 帳

管理番号	距離標	構造種別	設置場所
	100k000L	プレキャスト	車道

本体の寸法	L	B	H	壁厚		
内法	5000	1800	2800	側壁	上床版	下床版
外法	5400	2200	3200	200	200	200

蓋の形状・寸法			蓋の荷重条件	鍵の種類
角型	B	L	丸型	tf	
			φ800	25	

修正					
	年月日				
	修正者				

特記事項

特殊部展開図

[凡例]
△：引き通し
□：クロージャー
○：ケーブル未収容ダクト
●：ケーブル収容済ダクト
○A：分岐管ダクト(ケーブル未収容)
●A：分岐管ダクト(ケーブル収容済)
①：ダクト番号

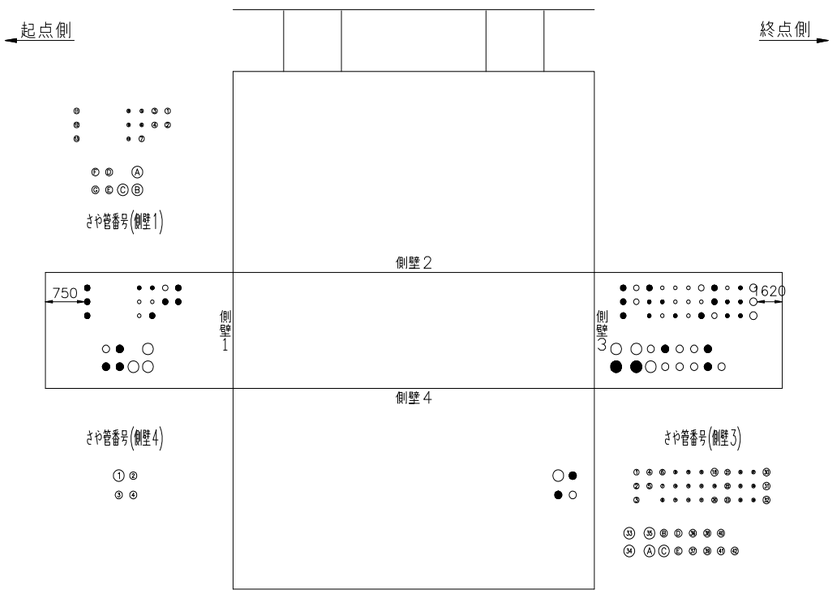

側壁ダクト面	No.	さや管 区分	さや管 管径	さや管 管種	さや管 完成年月	ケーブル 占用者等	ケーブル 占用許可番号	ケーブル 占用年月日	ケーブル 敷設着手年月日	ケーブル 敷設完了年月日	ケーブル クロージャー有無	ケーブル 終点方向(側壁-ダクト)	占用者連絡先	占用満了・廃止年月日	備考
1	1		75	P-V		西日本電信電話	国九整○占第1号	H18.5.1			有	クロージャー	NTT西日本㈱○○支店 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	2		75	P-V		西日本電信電話	国九整○占第1号	H18.5.1			有	クロージャー	NTT西日本㈱○○支店 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	3		75	P-V		西日本電信電話	国九整○占第1号	H18.5.1					NTT西日本㈱○○支店 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	4		75	P-V		西日本電信電話	国九整○占第1号	H18.5.1			有	クロージャー	NTT西日本㈱○○支店 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	5		50	P-V		西日本電信電話	国九整○占第1号	H18.5.1			無	1-11	NTT西日本㈱○○支店 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	6		50	P-V		道路管理者									
	7		75	P-V		公安委員会	国九整○占第1号	H18.5.1			無	3-6	○○県警察本部交通規制課 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	8		50	P-V		ｷｬﾝｼｽﾃﾑ	国九整○占第1号	H18.5.1			無	3-26	ｷｬﾝｼｽﾃﾑ㈱○○営業所 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	9		50	P-V		USEN	国九整○占第1号	H18.5.1					㈱USEN○○支店 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	10		50	P-V		KDDI	国九整○占第1号	H18.5.1					KDDI㈱経路ｼｽﾃﾑ部 XX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	11		75	P-V		西日本電信電話	国九整○占第1号	H18.5.1			無	1-5	NTT西日本㈱○○支店 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
						西日本電信電話	国九整○占第1号	H18.5.1			無	特殊部内で止り	NTT西日本㈱○○支店 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	12		75	P-V		西日本電信電話	国九整○占第1号	H18.5.1			有	クロージャー	NTT西日本㈱○○支店 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	13		75	P-V		西日本電信電話	国九整○占第1号	H18.5.1			有	クロージャー	NTT西日本㈱○○支店 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	A		150	FEP		九州電力	国九整○占第1号	H18.5.1	H18.10.16	H18.10.31			九州電力㈱○○営業所 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	B		150	FEP		九州電力	国九整○占第1号	H18.5.1	H18.10.16	H18.10.31			九州電力㈱○○営業所 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	C		150	FEP		九州電力	国九整○占第1号	H18.5.1	H18.10.16	H18.10.31			九州電力㈱○○営業所 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	D		100	FEP		九州電力	国九整○占第1号	H18.5.1	H18.10.16	H18.10.31	無	4-3	九州電力㈱○○営業所 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	E		100	FEP		九州電力	国九整○占第1号	H18.5.1	H18.10.16	H18.10.31			九州電力㈱○○営業所 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	F		100	FEP		九州電力	国九整○占第1号	H18.5.1	H18.10.16	H18.10.31			九州電力㈱○○営業所 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	G		100	FEP		九州電力	国九整○占第1号	H18.5.1	H18.10.16	H18.10.31	無	3-40	九州電力㈱○○営業所 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
											無	3-40			
											無	3-40			
2															
3	1		75	P-V		西日本電信電話	国九整○占第1号	H18.5.1			有	クロージャー		R38.3.31	
	2		75	P-V		西日本電信電話	国九整○占第1号	H18.5.1			有	クロージャー		R38.3.31	
	3		75	P-V		西日本電信電話	国九整○占第1号	H18.5.1			有	クロージャー		R38.3.31	
	4		75	P-V		西日本電信電話	国九整○占第1号	H18.5.1						R38.3.31	
	5		75	P-V		西日本電信電話	国九整○占第1号	H18.5.1						R38.3.31	
	6		75	P-V		公安委員会	国九整○占第1号	H18.5.1			無	1-7	○○県警察本部交通規制課 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	7		50	P-V		日本ﾃﾚｺﾑ	国九整○占第1号	H18.5.1			無	3-26	日本ﾃﾚｺﾑ㈱九州ネットワークセンター XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	8		50	P-V		USEN	国九整○占第1号	H18.5.1			無	3-25	㈱USEN○○支店 XXX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	9		50	P-V		KDDI	国九整○占第1号	H18.5.1					KDDI㈱経路ｼｽﾃﾑ部 XX-XXX-XXXX	R38.3.31	
	10		50	P-V		国土交通省									
	11		50	P-V		道路管理者									
	12		50	P-V		道路管理者									
	13		50	P-V		道路管理者									
	14		50	P-V		国土交通省									
	15		50	P-V		道路管理者									
	16		50	P-V		道路管理者									

資料 7-5　特殊部管理台帳（様式６－２）

特 殊 部 状 況 写 真

整理番号

管理番号	距離標	撮影年月
	100k200L	H19.12

1. 遠景

2. 近景

3. 側壁1

4. 側壁2

5. 側壁3

6. 側壁4

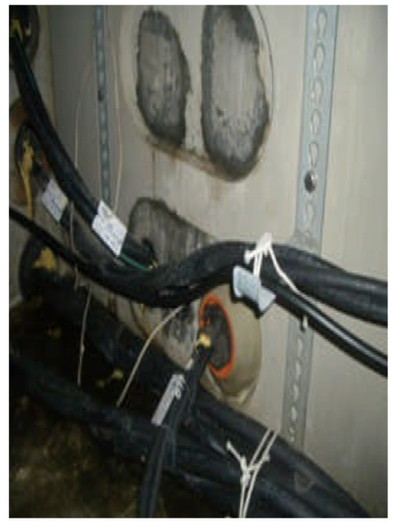

資料 8　貸与資料一覧

No.	資料名	備考
【設計業務】		
1	2018 年度　熊本管内電線共同溝詳細設計外業務第 2 編～第 5 編	
2	令和元年度熊本管内電線共同溝詳細設計業務第 2 編～第 4 編	
3	令和 3 年度熊本管内電線共同溝測量設計業務第 2 編～第 3 編	
【基準・マニュアル等】		
4	九州地方整備局「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）Ver.2　平成 15 年 3 月」	
5	九州地区無電柱化協議会　九州地区電線共同溝マニュアル（案）【R2 改訂版】	